

参議院社会労働委員会会議録第三十二号

昭和三十六年五月三十一日(水曜日)
午前十時五十五分開会

出席者は左の通り。

委員長 吉武 恵市君
理事 加藤 武徳君
高野 一夫君
坂本 昭君
藤田 藤太郎君

委員

鹿島 俊雄君
勝俣 稔君
紅露 みつ君
谷口 弥三郎君
徳永 正利君
横山 フク君
相澤 重明君
小柳 勇君
藤原 道子君
相馬 助治君
村尾 重雄君
竹中 恒夫君

衆議院議員

国務大臣

石橋 權作君
石田 博英君
迫水 久常君

労働大臣

政府委員

総務局長 藤枝 泉介君
総務副局長 佐藤 朝生君
内閣総務局長 飯田 良一君
官房審議室長 小里 玲君
調達庁事務部長 大来佐武郎君
経済企画庁総 合計局長

大蔵省管財局長 山下 武利君
労働政務次官 柴田 榮君
労働省職業 安定局長 堀 秀夫君
事務局側 常任委員 増本 甲吉君
会専門員

説明員

内閣総務大臣 中原 晃君
官房参事官 大蔵省主計局 岩尾 一君
主計官 労働省職業安定 有馬 元治君
局職業訓練部長

本日国会に付した案件

労働基準法の一部を改正する法律案

(村尾重雄君外二名発議)

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一

部を改正する法律案(衆議院提出)

雇用促進事業団法案(内閣提出、衆

議院送付)

○委員長(吉武恵市君) それでは、た

だいまより社会労働委員会を開会いた

します。

労働基準法の一部を改正する法律案

を議題といたします。提案理由の説明

をお願いします。

○村尾重雄君 ただいま議題となりま

した労働基準法の一部を改正する法律

案について、その提案理由を御説明申

し上げます。

あれば労働基準法第六十二条第一項の規定にかかわらず午後十時三十分まで労働させ、または午前五時三十分から労働させることができるというものがそれでありました。

この規定は、現行の八時間労働制のも

とで労働者(この場合女子労働者)を二交代制で労働せよとする場合に、労働基準法第三十四条によって労働時間の途中において、一交代ごとに四十五分の休憩を与えなければならぬ

関係から、午前五時に始業した場合にその終業時間は午後十時三十分になり、従って、深夜業を禁止している労働基準法第六十二条第一項に違反する結果になるわけでありました。すなわち、二交代制で八時間労働を行なわせようとするれば、どうしても午後十時以後午後十時三十分までの三十分間が必然的に深夜業にまたがるので、これについて例外措置を認めようというものが、同規定の趣旨であります。しかし、この点については、かりに、深夜業を全般的に禁止するとすれば、労働時間の八時間制をくずすことになり、八時間制を固守すれば、深夜業にまたがるということと、そのいずれをとるかにについて、立法当時から相当議論のあった点であります。結局、資本金、特に、二交代制によつて、労働者を労働させている紡績資本家の圧力によつて、この労働基準法第六十二条第三項が創設され、女子労働者の深夜作業に対する例外を認める結果になったというものが過去の経緯であります。女子労働者について、深夜作業が弊害のあること

は、すでに、世界の世論であり、一九一九年及び一九三四年のILO総会においてもこれが禁止のための条約案が採択され、前者については、一九二一年六月十三日、後者については、一九三六年十一月二十二日にそれぞれ発効し、今日においては、前者については三十五カ国、後者については二十二カ国が批准している現状であります。しかるに日本においては、いまだ、これが両条約とも批准するに至っておりません。しかも、批准の障害をなしている最大原因は、この労働基準法第六十二条第三項の規定といふべきであります。

また、最近におけるわが国の労働情勢を見た場合、労働者の労働条件は年ごとに改善が行なわれ、この女子の深夜労働の排除についても、その大部分が労使の間で解決を見ているところがあります。

深夜労働の排除がこのような労使の自主的な話し合いによつてその解決を見つめることはきわめて喜ばしいことではあります。この種の自主解決は、組織力のきわめて強いところにおいて初めて可能であり、これを全使用者に及ぼそうとすれば、現行法のような例外措置をこの際認めない法改正がどうしても必要なのであります。

深夜業の禁止は、今日すべての近代国家において採用されているところであり、わが国としても、これが実施に厳正を期すべきであると考えられるものであります。

われわれは、以上の趣旨に基づき、この際、労働基準法を改正して深夜業

の例外措置を削除し、もつて女子労働の保護と国際的労働条件への接近をはかるべきであると考えられるものであります。

以上がこの改正案を提出する理由であります。

何とぞ、慎重審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(吉武恵市君) 本法律案に対する質疑は、次回以降にいたしたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないと認めます。

○委員長(吉武恵市君) 次に、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑を行ないます。御質疑のある方は、順次御発言をお願いします。

○小柳勇君 労働省の職安局長に質問いたします。第一は、この駐留軍関係の離職者等臨時措置法が今回一部改正されますが、これと同時に雇用促進事業団が発足するわけでありました。

〔委員長退席、理事加藤武徳君着席〕

この雇用促進事業団で離職者を救済しようとして、再就職させようとするその措置については、異議を唱へるものではないと思いますが、炭鉱離職者と駐留軍関係離職者との間に、実質上の相違があるのではないかと心配があります。従つて、まず最初に雇用促進事

業団においてとられる離職者対策は、炭鉱離職者についても、駐留軍関係離職者についても、何ら変わるものではないという点について、具体的に御説明をお願いいたします。

○政府委員(堀秀夫君) 雇用促進事業団が設立された場合におきましては、これは御承知のごとく、政府においては行なうところの労働力の流動性促進、それから技能向上、技術者養成という行政とタイアップいたしまして、きめのこまかな裏づけを行なうていくというのが、その業務の趣旨であるわけでございます。従いまして、この離職者の方々につきましては、あるいは転職訓練中の訓練手当の支給であるとか、あるいは移住資金の支給であるとか、あるいはその受け入れ地に移住されまされる場合において離職者用住宅をお世話するとか、あるいは就職資金を貸し付けるとか、その他一般的に就職、転業等の御相談に応じ、援助を行なうというのが内容になっておるわけでございます。そこでこの炭鉱離職者につきましては、これは現在炭鉱離職者援護会において行なっておりま業務を、この雇用促進事業団がさらに引き継ぐということになるわけでございますが、この炭鉱離職者援護会に對しましては、石炭合理化事業団から交付金があるわけでございます。従いまして、特別会計を設けまして、別途経理にするという建前にしておるわけでございます。そこでまた、具体的には訓練手当あるいは移住資金というようにそのような関係がありますので、やや程度を高めてあるわけでございます。駐留軍の離職者の皆様方につきま

しても、私どもは雇用促進事業団が発足いたしましたならば、全力をあげてお世話をしたいたと考えておりますが、政府のまあ原案によりまして、雇用促進事業団におきましては、石炭離職者については今のような関係が別にさらに援助を行なうと、こういう建前になっておまして、駐留軍の方々は一般の離職者の範疇に入っておたわけでございます。ただ御承知のように、今回衆議院の内閣委員長の提案によりまして、駐留軍の関係離職者等臨時措置法の改正案が衆議院で改正されまして、本日御審議を願っておりますわけでございますが、これによりまると、結局この雇用促進事業団が成立いたしましたときには、雇用促進事業団は、この駐留軍離職者等臨時措置法の改正案によりまして、この第十八条に、雇用促進事業団は、この事業団法十九条に規定する業務のほか、次の業務を行なうということ、炭鉱離職者に準ずる措置がとられることになったわけでございます。従いまして、一般離職者よりも、さらにその内容は手厚くなるということになるわけでございます。結局そこで具体的に申し上げると、訓練手当、それから住宅のお世話、それから就職資金の貸付と、その他いろいろな御相談に應じ援助をいたしますような点につきまして、私は大体炭鉱離職者と同じようなお世話をすることができると考えております。移住資金の関係につきましましては、先ほど申し上げましたように、炭鉱離職者につきましては、この石炭合理化事業団からの交付金というようなものが入っております関係もありま

して、相当手厚い援助がなされるわけでございます。しかし、駐留軍の離職者につきましても、炭鉱離職者に準ずるという建前になっておりますが、その額につきましては、炭鉱離職者援護会が従来やっておりましたものよりは低くなります。しかし、一般よりはまあ高くなるということになります。違ひはその点でございます。あとの点につきましては、一般の離職者よりも高く、炭鉱離職者に準じまして援助を行なうという考え方になるわけでございます。

○小柳勇君 今の前の方はその通りだと思ひますが、あとの方の移住資金の問題で差があります。炭鉱離職者の場合は企業の不況による、あるいは特殊な事情による離職である、駐留軍の場合も米軍の移動による自分の意思でない離職でありまして、移住資金などについて差をつくべきでないという見解ですが、いかがですか。

○政府委員(堀秀夫君) そのような御議論も重々承知いたしております。私もどもいたしましては、いろいろ検討いたしておるわけでございますが、まず当面はただいまのような考え方で参りまして、そうして今後におきましてさらにその点の格差の是正につきましては十分検討をいたしたいと考えておりますが、当面はただいまのような考え方で参るわけでございます。

○小柳勇君 軍用労働者については今政府雇用切手かえられますので、今あつて関連して質問いたしますが、今まで離職した人で駐留軍関係の離職者で行方がわからない、自分でいろいろ仕事を求めながらついに日雇いに転落する人もある。そのような人が職業安

定所などに参りまして仕事を求める場合に、自分ばかりで駐留軍関係労働者であつたというふうなことで、証明がなされた場合には、ほかの離職者に比べて手厚い保護がなされるかどうか、お聞きしたい。

○政府委員(堀秀夫君) 当然そのように業務を運営したいと考えてござい

○小柳勇君 それからそのような法律の適用があること、あるいは労働省などが考へていないことを知らないで職を求めることができない方もたくさんあるのですが、調査されたことがあるか。あるいは調査したものがあつたか。あるいはそのPRの対策について何か具体的な方法がありますか。

○政府委員(堀秀夫君) 今度雇用促進事業団が設立されて、ただいま申し上げましたような業務を行なうわけでございますので、私どもは何よりも大切なのは、その援助を受けられる方々がその内容を十分知つていただくことにするということであつたと思ひます。その観点から、これは雇用促進事業団においても広報関係の担当を強化いたしまして、そうしてこの設立以前におきまして、法案が成立いたしましたれば、さつそく強力なPRを行ないたいと思つております。また、この雇用促進事業団法の中に明記しておりますように、これは結局各都道府県及び職業安定所との密接な連絡と協力が必要であると考えて、政府関係機関もこの雇用促進事業団の業務について援助を行なう、強力に行なうということを示明しております。従いまして、この事業団が設立いたしましたならば、

この機会にさつそく全国の都道府県及び職業安定所を通じて、この内容というものを十分に一つ周知せしめたい。それから職業相談というふうなものも開設いたしまして、そして私どもはただいまのような関係で該当される方々につきまして、まず窓口を作りまして、職業相談をやり、おいでになりましたならば十分に一つこういう方法があるというところをお話し申し上げまして、一緒に御相談をして、今後のその生活の立て直しと申しますか、そういう面について十分に一つ御相談を申し上げて参りたいと思ひます。

○小柳勇君 それではわかりました。たといは三年前なら三年前に離職してどこかに仕事を求めて行つた。それがついにいけなかつたからまた今離職してると、そういう人が職安を通して別の所に移住して就職しようとする場合には、この法律を適用しますか。

○政府委員(堀秀夫君) これはその場合々々によると思ひます。これは非常に安定した職におつきになります。非常に個人的な都合でおやめになるような場合におきましては、もちろんこの事業団における一般的な御相談と援助はして上げるわけでございますが、たとえばその移住資金等について支給することができたらうという点は、場合々々によつて區別して考えなければならぬ。しかし、私はまあ離職者の方が一たん腰かけの暫定的に他のお仕事を始めになりましたが、それがきわめて不安定なものであつて、すぐお離れになるというような場合には当然いろいろな援助業務につきまして、この適用が及ぶように考へていかなければならぬ。要するに、

場合々々によりまして実情に応じて弾力的に措置いたしたいと考えております。

○小柳勇君 もう少しはつきりしておきたいと思うのですが、先般離職者の実態を調査しましたその中で、調査できたものはおよそ半分しか返ってきませんでした、その半分の中でも約半数ぐらゐは仕事がない、ほとんど安定した仕事がないために仕事を求めているわけですか。そういう人が福岡県なら福岡県におりまして、その人が東京に来る、職安の窓口を通じますか、まあそうなりましよう。その場合には、三年前にやめておいた人でも、この法律の適用によって移住資金が支給できるかどうか、これをはつきりしておきませんと、職安の窓口ではこの手続ができぬと思ひますので確かめておきたいと思ひます。その点いかがですか。

○政府委員(堀秀夫君) これは安定した職業におつきになつてあと個人的な理由でおやめになつたのか、あるいはそうでない場合という点についていろいろ違いがあると思ひますが、問題は、結局事業団の業務方法書でその支給基準等はきめたいと思つております。これにつきましては、労働大臣が認可することになっておりますので、法案が成立いたしましたならば、さつそくその作業に取りかかりたい。なお、これは関連で申し上げますが、そういうような中身につきましては、労働省の職業安定審議会あるいは事業団の内部におきましても、事実上運営協議会を設けることにして、関係者の参加を願うということになっておりまして、よくいろいろ実情をお伺ひいたしました、実情に即した基準を作り

まして、それによってその基準は、各地の職安それから事業団の出先等には十分徹底させまして、実情に即した援助を行ないますように措置いたしたいと考えております。

○小柳勇君 そのことは非常に大事なことです。就職しようとしても、移住資金もない人もあるようです。従つて、福岡から東京に移りますと、旅費だけでも相当かかりますし、宿舎の問題もある。そういうものがあるならば、東京に来てよりよいという人がたくさんある。従ひまして、職安の方で手続をいろいろ進めます場合、あるいは今後規定を作られる場合には、とにかく離職者を救うのだ、できるだけ配慮をして救うのだという立場で、そういう規定を作つていただくようにこれは要望いたしておきたいと思ひます。

それから次の問題は、職業訓練の場合も、私がたゞいま移住の場合に申し上げましたのと同じような状況があります。自分で仕事を見つけないで、けれども、どうしても思ひましくないから、もう一回職業訓練を受けたいという人があるわけですが、そういう人についてはどのような配慮をなされておりますか。

○政府委員(堀秀夫君) 訓練手当につきましては、炭鉱離職者に準じまして職業訓練を受けられる場合におきましては、訓練手当を差し上げるといふ考へ方でおります。御趣旨は十分わかつておりますので、御趣旨に沿うように取り計らいます。

○小柳勇君 あとなた方はどのくらい離職者が出ると労働省としてはお考えですか。これはあとでまた調達庁の

方にも聞きまされども、いろいろ、対策がありまされうから。

○政府委員(堀秀夫君) これは後ほど関係の向きから御答弁があると思ひますが、目下その見当をつけつつある段階でございます。私どももいたしましては、駐留軍関係の離職者は、間接労働者約八千六百名程度、それから直用一千五百名程度という考えでございます。なお、関係方面と御相談を申し上げまして、その見込みによりまして私どもは対処するようになつております。

○小柳勇君 次は藤校長官に質問いたします。

○理事(加藤武徳君) ちょっと速記をとめて。

○理事(加藤武徳君) 速記を始めて。

○藤田藤太郎君 今小柳委員が質問したのを、ちょっと私おくられて来たのでよくわからないけれども、続いて小柳委員がやられるので、調達庁や総務長官が来られるまで、それでは私一、二点聞きたい。

第一点、駐留軍の雇用関係は調達庁が責任を持つて、もう一つ上にいけば日米合同委員会になつていくわけだけれども、しかし、雇用の関係については調達庁みずからやれないので労働省がこれは担当するわけですか。だから、いつも報告を聞いていると、離職者が出来たけれどもどこへ行つたかわからぬと言ふ。さつきも質問がありましたが、そういうケースが非常に多い。だから、政府が責任を持ちながらなぜそういうことになるかという、やっぱり離職対策、めんどろを見るということが完璧を欠いておつた。それがま

あ大きな原因だと思ひます。あの占領中であらう形政府が雇用関係を結んでおきながら、ときには知らぬ顔という、こゝろ姿が今のようになつた。だから、私が聞きたいのは、全国の各職安で、駐留軍労働者が何人今就労しているかということがわかるわけですね。だから、その中でどれだけの、離職した場合に、これはもう職安局が熱心でありさすればいつでも一人残らず把握できるわけですか。そういう場合に、職安としてはどういう心がまえでやつておるか。その心がまえいかんによつては、知らぬ間にいつ行つたかというとはなくなるんじゃないか。だから、離職された者のめんどろを職安が見て、いつも重要な関心を持つてやつていくということになれば、そういう間違いは起きないんじゃないかと思ひます。だから、ここ二、三年のその経過と、各全国における職安の心がまえ、各府県には職安とかがあつたわけですから、それとの関係において少し御説明を願ひたい。

○政府委員(堀秀夫君) 駐留軍離職者の問題につきましては、これは内閣におきまして駐留軍離職者対策協議会を設けまして、労働省もこれに参画いたしまして基本的な方針を樹立し、そしてそれに基きまして、労働省は、この駐留軍離職者の配置転換、職業あつせん、職業訓練というような面を担当するわけでございます。昨年の十二月現在におきまして駐留軍離職者の方で、全国的な数字でございますが、職安に求職申し込みをしておられる方が約七千三百人でございます。そこでこれらの方々につきまして、私どもは

その各現地々々につきまして重点的に職業相談を実施するという考へ方で進みたいと思ひておるわけでございます。

それから現地における職業相談を実施いたしまするほか、職業訓練の部門におきましては、その基地周辺の適当な場所に職業訓練所の分室を設けるといふような方法で、調達庁の室内訓練と相待ちましてこの転職の訓練のお世話を申し上げたいと思つておるわけでございます。また、今度雇用促進事業団が設立されることになりますると、この職安の手では行き届きませんやうな面につきまして、ただいまの配置転換、職業訓練等の裏づけを行なうということになりましますので、私どもはこの機会に、全国の職業安定所及びこれとタイアップする雇用促進事業団の方に十分この駐留軍離職者の配置転換、雇用促進の重要性を浸透させて、そしてこの駐留軍離職者の方々につきましてもあつと限りすみやかに正常なる生業が得られる、あるいは雇用者として他の企業に雇われることを促進するといふ方向を推進して参りたいと思ひております。

○藤田藤太郎君 そうすると、職安の窓口へ申し込みました人だけを要するに労働省は離職者対策として書き上げていく、こゝろのことになりましますね。

○政府委員(堀秀夫君) 実はこれは過去にさかのぼりまして、この離職されました方々と就職されました方々を差し引きますと、残りの方がまだ未処理というところになるわけでございますが、実際問題といたしましては、この離職者の方々と、企業組合等事業団体以外の自営業を行なつておる方もござ

いまするし、いろいろあるわけでございます。そこで、先ほど七千三百名と申し上げましたのは、そういうような方々につきましては、実は私どもの方ではその実情までを調べる体制でなかったわけでございます。そこで、それ申し上げたわけでございますが、それと、別に現在起こりつつありますが、離職者の方々につきまして、これは各現地々々にその職安の相談所等を開設いたしまして、そうしてこれはまた他の関係機関とも連絡をいたしまして、現在起こりつつありますこの離職問題につきましては労働省で、この職安に相談に来られない方々につきましても、動向をなるべく把握して参りたいと、かように考えております。労働省といたしまして、求職を申し込みに来られませんが、あるいは自営業を行ないます方々につきましても、いろいろな援助等も必要になってくるわけでありま。たとえばタクシ一等を開業したいという場合には、その許可についても御援助をする。たとえば、最近の例で申し上げます、福岡におきまして、あの周辺の離職者の方々がタクシを開業したいということで申請されました方が、たしか五件——五件と申し上げます、タクシ業の数でございますが、五件あったわけでございます。これらにつきましても、事実上これは求職の申し込みではございせんけれども、御相談に応じまして、私どもでできる限りの御援助をいたしております。幸いに、今回はうまくその免許の趣旨が通ったわけでございますけれども、そういうような方向で、現在起こりつつある方々につきましては、十分に一つ把握するようにいたしたいと思っております。ただ、過去に

さかのぼりまして、すでに自営業等を始められまして、職安の方には連絡が来ないという方々については、今のところ私どもの方で把握はちょっとできませんので、推定にとどめておるわけでございます。

○藤田藤太郎君 私の前で言っているのは、過去の報告は、これだけ職安でお世話をお願いした、これだけは自営業をおやりになりました、不明の人がこれだけ——不明の人が多いというのが今までの経過の報告であつたから、せつかくここで離職者を改正してやるというのにも、ただ漫然として申し込みをしてくる人だけを待つて、労働省が対策を立てるだけではないのじゃないですかということを書いてある。だから、過去の経過を今日に移していただければならぬというところに来たので、ようやくそのきざしを作りに上げられかけたのであるから、今何人働いておつて、その人がどこに居住しておつて、その人が首を切られたら、自営業に行かれる人は自営業に行つてもらつたらいけれども、自営のためのめんどろを見てもらつて、自営のためのめんどろを見てもらつて、自営の必要だけれども、しかし、その他の人は何についているかわかりません、これだけ申し込みがありましたが、じゃ困りますよということを書いておる。その点をもつとやはりはつきりとしてもらつておかなければ困る。今までの報告は全部そうですから、そういうことははつきりして下さいと言つて

○政府委員(堀秀夫君) 大要を申し上げますと、昭和三十一年からの離職された方々が大体十五万四千人に達するわけでございます。そのうち、雇用関係に入つて就職された方が約十二万五千名でございます。それから自営業をやつておられます方が六千三百人程度であると推定しております。それからリタイアその他に基づいて引退された方が約一万五千七百七人。それから求職者が、先ほど申し上げましたように、七千三百人程度ということには、ただいま御指摘されましたように、今後とも駐留軍離職者の方々が出て参ります際に、どの方面に進まれるか、どういふ希望を持っておられるかという点につきましても、今度の事業団発足を機にいたしました。さらに積極的に今後態勢を整えて充実に参りたいと思つております。

○小柳勇君 小里労働部長が見えまして、労働省の質問は、あと雇用促進団のときに詳しく質問したいと思つて、小里労働部長に対しては、直接の責任者でありますから、少し具体的に御質問いたしますが、まず第一は、今回のこの法律改正によりまして、特別給付金の支給が法文化されますが、その支給基準について、まず小里労働部長から説明を承りたいと思つて、

○政府委員(小里玲君) お答え申し上げます。支給基準は、支給をすることになりました。その最初のときの政府の考え方としては、講和発効以前から勤めておられる人たちに、長年の勤務に對しまして、感謝の意を表する、政府として謝意を表すると、こ

ういふ意味から、講和発効以前の人を優遇して金額を支給すると、こういうことでございます。講和発効以前から勤めておられる人、十年以上の方々に對しては一万円、そのほかの人々に対しては六千円と、それから、講和発効後駐留軍に就職をされた、昭和二十二年六月二十二日の例の岸・アイク声明のときに在職をされた方、しかも三年間継続して勤務をされた方に対して三千円、こゝういふ基準で従来の政府雇用の労働者に対しては支給をしておるわけでございます。

○小柳勇君 講和発効前と講和発効後に分けたところに矛盾があるように思いますが、いかがでしょう。

○政府委員(小里玲君) 駐留軍に勤務をしておられる従業員の方々は、職場の中で働くことによつて、日米友好といふ点で、日米協力に貢献しておられる方々でございますが、講和発効以前に就職をされた方々、特に十年以上たつておられるような方々の中には、それこそ当時混乱した時勢の中で、必ずしも自分の意思だけでなしに、政府、あるいは県あたりから、ぜひ駐留軍で働いてもらいたい、こゝういふような要請があつて、米軍に勤めるといふような関係になつた方が相当あるように聞いております。従いまして、講和発効以前におきましては、もちろん日本の独立がまだ完成してないときでございますから、日本政府としての発言権も少なかったし、米軍に勤めておれば、風習の違つたところで働く、非常な精神的な苦痛もございまして、いろいろな点で一般の民間の会社等に勤めておられるとは違つた面がございしますので、講和発効以前の方を優遇するということは、私は妥当だと考えております。

○小柳勇君 仕事をしておるといふことは、講和発効前であつても、後であつても、仕事を精一ぱいやっておるとありまして、戦争をやつておるとやつておらないというのは非常な差がありますが、米軍の仕事をしておる、駐留軍関係の仕事をしておるといふことについては、講和発効後であつても、前であつても、仕事に差別はないと思ひ、特別給付金の性格がいかにありましようとも、勤続年数一本でこれを考えていくのが妥当だと思ひ、特別給付金の性格といひますか、その発効前と発効後に分けた理由づけの性格について御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(小里玲君) 今申し上げましたように、講和発効以前の方々は、講和発効後に完全に自由意思で米軍に勤めようと言つて働かれた方とは、多少趣を異にしておる。しかもこの特別給付金というのは、永年勤続に對する日本政府としての謝意、岸・アイク声明によつてこの際強制的に離職をされて行かれる方々に対する政府としてのわずかでございまして、支給金を出して謝意を表すると、こゝういふことでありますから、講和発効以前と講和発効後と分けた方が妥当であるといふことで、そういう措置をとつたわけでございます。現在相

○小柳勇君 そうしますと、今回の改正によりする軍直務者が、引き続き政府雇用に切りかえて就職する場合、勤続年数を加算するという事になっておりますね。その思想と一貫しないように思いますが、いかがですか。

○政府委員(小里玲君) 直用の方々が、今回政府雇用に切りかえられることになっておりまして、直用の期間を通算をして、従来の政府雇用と同じ取り扱いをするということになるわけでございますが、それはあくまでも直用の期間というのと同じに見るということだけでございまして、やはり講和発効前から勤めておられる方に対しては、講和発効後と区別して、その直用の期間にウェートをかける、差異をつけるということは、今の政府雇用の関係と同じでございます。

○小柳勇君 発効前十年以上、と言いますと、大へなことですが、この概数でよろしいですが、人数はわかっておりますか。講和発効前十年以上勤務の人が、一休現在どのくらいいるのか。

○政府委員(小里玲君) 将来どれだけ十年以上の人が該当するであろうかという数字は、手元に持ち合わせておりませんが、過去におきまして、ただいま申し上げました三千円、六千円、一万円、こういう基準で払っておりますが、昭和三十四年の数字を申し上げますと、三千円の該当者が二千七百七十二人、それから六千円の該当者が五千八百四十四人、それから一万円の該当者が二千五百四十四人、それから昭和三十五年になりますと、三千円の該当者が千三百七十八人、六千円の該当者が千

二百二十六名、一万円の該当者が二千七十二名、従いまして、これでも御理解いただけますように、年数がたてばたつほど、十年以上の勤続者が多くなるということになって参ります。それから、講和発効後八年ぐらいいつておりますから、講和発効前に就職をして、十年未満で六千円の該当者という数はだんだん少なくなるであろう、こういう予想であります。

○小柳勇君 この金額についても、三千円、六千円、一万円というのは、まことに少な過ぎはしないかと思うのです。これをきめられたときには、相当奮発したような金額であったかもしれませんけれども、現在から見ますと、非常に少ない金額だと思えますが、この勤続年数の発効前、発効後の分け方と、それから金額をもっと増加するようにならざるを得ないことは、協議がなされておるのかどうか。

○政府委員(小里玲君) 労働組合からは、もちろんこの支給基準の改正につきましては強い要求がございまして、たびたび折衝もいたしましたが、調達庁は、雇主の立場といたしましては、できるだけ労務者の方々に、長年御苦労であつたという、わずかながらの支給金でございまして、多ければ多いほど雇主としては喜ぶことにつけようというので、たくさん差し上げたいという気持は十分持っておりますが、何分にも全体の財政その他、これを支給を決定いたしましたときの経緯その他から、調達庁だけの考え方では困難な点もございまして、関係の各省庁の会合等におきまして、こういう問題の所在しておる点につきましては、報告もいたし、協議もお願いしたことがござ

いまするが、何分にも現在の段階において、当時制定いたしました趣旨から申しまして、これを直ちに増額をするとか、あるいは支給基準を変えようとかいうような結論にはなかなか到達いたしません。私ももといたしましては、あの基準が絶対いかなることがあつても変えないというようになくかな態度ではございせん。研究もし、関係の省庁とも協議をいたして参りたいと思ひますけれども、何分にも、ただいま申しましたような理由で、なかなか早急には解決を見ないというのが現状でございます。

○小柳勇君 長く勤めてやめる場合の特別給付金というのは、再出発するための立ち上がり資金になるわけですが、退職金についてもまあ若干はもらいますけれども、少しでも多くなければならぬようなことで、しかもこれは講和発効というよりなことを考えた特別な給付金のように考えますが、まことに涙金というほどでありますので、この支給基準の年数の切り方についても、それから金額の上昇についてもいま一そう善処してもらいたいと思ひますが、たとえば来年なら来年一年の離職者の見通しとあわせて聞きますけれども、現在の予算でどのくらいかかるのですか。

○政府委員(小里玲君) ちょっと数字が見つかりませんでございまして、大体二千人ぐらゐの予算でございまして、○小柳勇君 二千人の離職の見込みですか。私の言つてゐるのは、これだけの特別給付金かけるのその来年一年の見込み、そういうものを単価にかけたら

概算どのくらいのかかるでございまして、よりかという質問です。

○政府委員(小里玲君) 直用を切りかえまして、直用の期間を通算をした直用の方々に支給金を支給をいたすことになりまして、約三、四百万円ぐらゐになるのじゃないかと思ひます、予算の増が。

○小柳勇君 この法案の提案者でないで、今部長に急に質問しましても無理なもので、立ち上がり資金として交付される特別給付金、せつかくこれで今度の法改正でワグが広がつて参ります、範囲が広がりますから、その広がつた人たちに特別給付金が渡されますから、そのおよその予算というものは法律を作るときには頭にあるわけですね、その大まかな予算を第一に聞きたかつた。それからいまだ少しその金額についてはふる余地があるじゃないかということを聞きたかつたわけですが、政府提案でありましたから追及することはいたしませんけれども、今回のこの特別給付金の支給範囲を広げただけでもその概算の予算ぐらゐは御存じではないか。それがわかりましたらまずそれを聞かしていただきたい。

○政府委員(小里玲君) ただいま御説明申し上げましたように、従来の政府雇用の労務者に対してする予算に今度ワグが広がりますから、その広がりますに要します支給金の大体の金額が、たしか私の記憶では三、四百万円だと思ひます。

○小柳勇君 さつき数字を示されまして三十四年、三十五年は、これは交付された実数でございまして、

○政府委員(小里玲君) そうでござい

○小柳勇君 そうしますと、これがかけますと金額についてはわかるわけですね。そこで一年間に三百万か四百万円かの金でございまして、少なくとも立ち上がり資金として、年限十年たてば五百万ぐらゐのことは特別交付金としてやられてもちつとも驚くような金額ではないと思ひますが、いかがですか。

○政府委員(小里玲君) 三、四百万円と申し上げましたのは、直用の人たちが間接雇用に今度切りかえられまして、過去の直接雇用の期間を通算をする。従来のMLCと同じ基準で出す、こういうことで、その総額が三、四百万円と申し上げたのでございまして、十年以上の勤続の方々の、あるいはそのほかの支給基準を増加いたしますと、その金額は相当膨大なものになると私は考へております。

○小柳勇君 膨大なものになるかわかりませんが、それではこれからの離職の見通しについてどのくらい把握しておりますか。来年一年の見通しでもつけようですが、わかれば二、三年の見通し、軍の移動でありますから二、三年わかりませんければここの当分の見通しについて。

○政府委員(小里玲君) 本年度約八千人を予定しております。

○小柳勇君 八千人ぐらゐの離職の見通しで、この特別給付金の増額分だけ発表されたけれども、その人が全部離職するというわけじゃございせんし、今まで昨年、一昨年なり特別給付金に使われた金は幾らでしよう。

理されようとしているか。

○政府委員(山下武利君) ただいまの御質問でございしますが、未処理の財産につきましては、できるだけこれを産業その他国及び地元から見まして最も適當なものにこれを処分していくというところが一番肝心なわけでございします。その際に最も大事なことは、地元の

見を聞いておきたいと思ひます。

○政府委員（飯田良一君） 従来駐留軍関係の方面における資金の融通の問題でございますが、国民金融公庫あるいは商工組合中央金庫等、非常に不十分

というお説もあるわけでございますが、しかし、相当実績もあげているわけでございまして、今お話のような点に關しても、従来検討いたしておりますが、いろいろとむずかしい点がありまして、実現いたしておりますません。先ほど申し上げましたような機関の融資等にとらみ合わして、なお検討して参りたいというふうに存じております。

○小柳勇君　検討をされたようでございますが、もう少し具体的に申し上げますと、厚生年金を掛け捨てたものの、駐留軍関係だけでも七十億くらいあると推定されております。その金額については十分調査もできておりませんが、

そのようなものの利子だけでも低利で貸していただけないものであろうかというような、具体的な提案をして検討を願つておたつたわけです。従つて、十分結論を得ておらないようでございしますが、これは労働大臣にも先般来当委員会でもそういう質問をいたしていただきました。従つて、資金の融通の面についても格別な配慮をしていただきたい。午後には論議される雇用促進事業団

のときも同じような問題が出てくるかと思ひますが、特別な一つの検討をお願い申し上げておきたいと思ひます。

次の第三の問題に入ります。これはこの法改正の中の言葉にもありましたように、今回車直務者が政府雇用に切りかわつて参りますが、この切りか

えの問題について、時間がありませんので、簡単に要点だけを質問いたしました。第一はこの切りかえに伴いました、米軍との間に新しい協約が締結されようとしたしておりますが、このこの協約の話し合いの進行状況、現状について、小里労務部長から説明を求めたいと思います。

○政府委員(小里玲君) 昨年の六月に安保改定、地位協定の改正がございまして、それ以後、直用切りかえの基本的な事項について、日米間で結論をまず見出そう、こういうことで、合同委員会の場合において切りかえに關しまする最も根本的な事項について話し合いができたわけでございます。それはまあ事柄は簡単なことでございますけれども、現在の政府雇用労働者とは別の契約、別の協約を日米間で結ぼう、こういう——その他数力条でございますが、この現在までの進捗状況を御説明申し上げます上において、この別の契約にすることというのは、現在の政府雇用といわれるMLC労働者の基本労働契約と別の契約を結ぶということになりますと、非常に膨大な条文になるわけであります。MLCと同じような契約が新しくできるということになって参りますので、それこそ主文から細目書にわたりまして、見当といたしましては数百力条に及ぶ膨大な協約が結ばれる、こういうことになって参りまして、そこで現在の段階は、主文、それから細目書につきましても相当な日米間の合意ができておりました、ただ、これは日米間で合意ができただけでは直ちにこれを発効させるといふわけには参りません。労働組合とも協議をいたしまして、一方においては労働

組合と協議をしつつ、できるだけ早い機会に直用切りかえの実現を見たい、させたい、こういう観点から、一方においては労働組合と協議をしつつ、一方においては米軍と、ただいまの段階では、細目書のこまかい点について協議を続けておる。従いまして、主文、細目書の全体の条文整理等を終わって、そして全労務者に、かくかくの条件で今度雇用主が変わるということをはっきりと公示をいたしまして、その上で切りかえが完了するわけでございます。そういう準備期間等もございしますが、ただいまのところでは、私ども昼夜兼行で、何とかこの米会計年度の区切りであります七月一日を目標にやっておりますが、何分にもただいま申しますように、非常に膨大なもので、これの印刷その他にも時間を要しますので、何とか一日も早く切りかえたいということで、昼夜兼行でやっております状況でございます。

○小柳勇君 内容についてまだ交渉中のようでありますから、問題はございしますが、質問はきょうは省略いたしますが、承るところによりますと、日本政府が責任を持って雇用すべき労務者が、中途半端なところに位置づけられているような気がしてならぬのであります。それは、米軍が半分持っています、政府が半分持っているというように、政府雇用の労務者でなくて、米軍と日本の政府との中間に中ぶらりに位置づけられているような気がしてならぬのです。責任の所在についても、それから法的な身分を守る上においても、この協約という案文が非常に完全に日本の政府が労務者を守るという立場にないような気がいたします。

従つて、今後の交渉の段階においては、駐留軍労務者の団体である組合の意見なども十分お聞きになりまして、完全に法的にも、労働者の基本的な権利を守れる労務契約を締結されるように、希望だけきよりは申し上げておきたいと思ひます。そして、一日も早く現在の軍直労務者が政府雇用の労働者に切りかわりまして、日本の政府から労働者の基本的な権利を守られて、安心して働けるようにしてもらいたい。これだけききよりは要請いたしておきたいと思ひます。

なお、別の日にもう少し交渉が煮詰まりましたときに、私これを別途取り上げて十分にここで一つ討論していきたいと思います。で、その締結する前に論議する機会を社労で持ちたいと思つて、これはまた当委員長にもお願い申し上げたいと思いますので、その上で一つ長官にもよくお話の上、米軍との交渉に当たつてもらいたいと思います。

関連いたしましたして、現在までもそう
でございますが、問題がありますと日
米合同委員会に諮つてという言葉が
再々出て参ります。日米合同委員会
というのは一体どういう性格のものであ
るか、そのことを、きょうここで説明
を受けておきたいと思ひます。

○委員長(吉武恵市君) ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長（吉武恵市君） 速記をつけ

○政府委員（小里玲君） この日米合同委員会の性格は、これは私から申し上げますよりも、外務省の方が的確な解釈、性格等についての御説明があるか

とも思いますが、この改正になりました地位協定にも、合同委員会の規定がございます。この地位協定を実施運営する上においての問題点を日米間で協議する機関でございまして、地位協定の二十五条にこの協定の実施に関して相互間の協議を必要とするすべての事項に関する日本国政府と合衆国政府との間の協議機関として合同委員会を設置するということになっております。

○小柳勇君　それでは今理事の方からのあれがありますので、質問をもう一つにしほりまして、一応打ち切ります。が、市町村離対協が今度この法律によつて発足いたしますが、それに要します予算をどれくらい見込んでおられるのか。

○政府委員(堀秀夫君) 市町村に駐留軍離職者対策協議会というものを設置することといたしたいと思っています。大体二十市町村程度、予算はこれは、委員等の人件費あるいは会議費等が中心でありまして、わずかのものでございますが、約四十万程度見込んでおります。

○委員長（吉武恵市君）　ちよつと速記をやめて下さい。

〔速記中止〕

○委員長（吉武恵市君） 速記を始め

午前中の質疑はこの程度といたしまして、暫時休憩をいたします。

午後零時三十二分休憩

午後三時二十四分開会
○委員長(吉武恵市君) ただいまより
委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案の質疑を続行いたします。御質疑のある方は順次御発言を願います。

○小柳勇君 労働大臣がお見えですから、労働大臣に一間だけ質問いたします。

昭和三十年にPXの職員で七名が解雇されました。保安解雇。それが神奈川で争っておりまして、救済命令が出た。不当労働行為の救済申立事件が解決いたしましたして、それで救済命令が出ておりまして、その後復職できないというのを聞いております。従つて、このような、日本の問題でももちろん大事でありますけれども、国際的な問題で、救済命令が出たのに復職をさせないということを放置するわけにはいかぬと思うのですが、これに対する大臣のお考え、なおあと直用労働者が政府の雇用に変わつて参りますが、そのような場合、今後も保安解雇など起こらないとは限りませんが、裁判の判決なり不当労働委員会の命令が出ました場合のあとの復職なりの問題について、労働大臣としても関連があると考えますが、御決意のほどを聞きたい。

○國務大臣(石田博英君) その具体的にお示しいただきました事例については、私詳細は存じませんから、それは事務當局からお答えいたします。裁判の判決がございました場合は、その判決が正しく何人も実行されることをもちろん希望いたしまするし、そういう方向に努力をしたいと思つております。

○政府委員(小里玲君) ただいま御質問の現在の直用労働者が保安解雇になつまして、これが労働委員会で復職命

令が出てそれが決定した、こういう事件が過去にもございました。はたしてこの直用労働者が働いておりまする歳出外諸機関というものが、これが米軍の公的な機関であるかあるいは私的な機関であるかというようなことについて、日本の裁判所自体の見解が統一しておりません。たしか私の記憶しておりますところでは、青森、東京の地裁では日本の管轄権なし、これは米軍の公的機関である、こういう判決が下されたように記憶しております。それから福岡の地裁では管轄権ありと、こういうことで裁判の管轄権問題としてむずかしい問題が伏在しておるわけでございまして、そういうことから今回神奈川県におきまして労働委員会の命令が決定をいたしました。その履行につきましては、これは労働者から正式な裁判に訴えて、裁判によつてその判決の履行というようになりなりました場合におきまして、これが裁判管轄権の問題として問題にならうかと思っております。ただ日本政府——まああただいまの段階では調達庁の問題ではございませぬけれども——としては米軍が日本の労働委員会の命令が決定をいたしました以上、それを履行してくることを望んでおるわけでございします。そういうむずかしい国際的な裁判管轄権というような問題にからんで、なかなか労働委員会の命令の通り実行に移すかどうか、復職をさせるかどうかという問題は、将来残る問題だと考えております。

それから後段の、今後直用労働者が間接雇用に切りかえられたあとにおきましては、これは地位協定の十二条六項によりまして、保安事件については、米軍が一応その事件々々によつて、これは一つずつ、裁判所の判決があつた場合に、復職を拒否するとか、あるいは復職を認めるかというようなことについての選択権といひますか、米軍に一応拒否をする、復職を拒否する権限というものが、地位協定によつて新たに認められましたけれども、従つて、復職を拒否した場合におきましては、日本政府において復職にかかわる賃金相当額を支払ひ、こういうことになりまして、従来のように復職もされない、賃金も払わないというふうな事態はなくなるものというふうに考えております。

○小柳勇君 非常に大事な問題でありますから、労働大臣にも少し私、事情を話して御決意を聞いておきたいと思ひますが、この事件は昭和三十年に発生いたしまして、保安解雇された当時は、神奈川県の大船の極東米軍補給所に勤めておつた、それはまだ現在もおります。そして神奈川県地方労働委員会でも争ひまして、ことしの三月三十一日に解雇を取り消して救済命令が出ました。ところが、米軍の方はこれを復職を許可しない。今労働部長から話がありましたように、賃金は保障しております、職場がない。この問題が例になつて、九州などでも、判決が出て復職しないという事例が起ると思ひます。この事件は復職するということが一番大事なことでありまして、賃金保障というよりも、生活の安定することを労働委員会も裁判も考えておるのでありますから、第一の問題は、復職について米軍と折衝していただきたいということ。どうしてもこれはできないような場合は、補償措置をとつていただきたいということ。

それからも一つは、今、軍直用労働者が政府雇用に入りまして、新しい労働契約を交渉中でありまして、その労働契約の中にこの種事件が将来発生いたしませんように明記しておいていただきたい。これが私のきょうつと午前中からの質問の結論的なものでありますから、この点について大臣の御決意を伺いたい。

○国務大臣(石田博英君) 直接的には、御承知のように、調達庁の仕事ではありますけれども、事、労働者の権利に属する問題でありますので、裁判所の判決が履行され、その実際の効果が上がらうに、調達庁を通じて、私、努力をいたしたいと思つております。

後段の問題については、御趣旨に沿うように努力をしたいと存じます。

○小柳勇君 最後に藤枝校長に質問いたします。

午前中から私は、今回の駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部改正について質問して参りました。この最終的な地方離職対策委員会の責任は長官にあります。第一は、中央離職協や県の離職協は相当の活動をしているようでありまして、しかし、末端組織の市町村段階においては金もございませぬ、職員もいない。従つて、離職対策については、労働者の団体である駐留軍労組が主として仕事をやつておつたような実情であります。それが今回の改正で、市町村段階にまで離職対策センターができて、非常にこれは改善だと思ひます。残念ながら、さっきの所管局長の答弁では、四十万円しか予算が組んで

おりません。この点について、勤続年数一本にすべきじゃないかという私の見解、しかも、その金額は、講和発効前の方で十年以上勤務して一万円、その他の方は六千円、講和発効後の方は、三年以上の方で三千円、こういうふうに非常にささいな金であります。で、離職する方は、立ち上がり資金でありますから、せめて五万円ぐらいまで引き上げていただけないかということをするとして質問いたしました。しかし、この点についての明確な御回答がございませぬでしたけれども、今後のこういうことについて、前向きに一つ長官の御見解を聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(藤枝泉介君) 御趣旨の点は十分考えまして、中央離職協といったしまして研究の結果、なるべく離職者の立ち上がり便宜と申しますか、資するような方向で考えて参りたいと思ひます。

○小柳勇君 最後にもう一問。離職対策と申しますと、離職したから、ほかの地域にその労働者を配置転換するとか、そういうことだけではなくて、その場に仕事があれば、あるいは個人で企業をやつて再出発する場面もあります。職業訓練をやつてその工場に仕事を世話する、これだけが離職対策じゃないと思ひます。従つて、企業組合などを作り、あるいは事業をやらうとする方に国有財産の優先払い下げ、それから資金の融通などについて、担当官から意見を聞きまして、私は午前中に大蔵省からいただきました旧軍施設未処理財産が百二十二億、その当時の帳簿価額で百二十二億あることも承知いたしております。土地として

も、建物としても莫大なものがある。未処理のまま放置されておる。従つて、これは一例でございますけれども、未処理の大蔵省の財産などについては優先払い下げをしていただきまして、独立して事業ができればよろしく、その事業を皆さんが、中央離対協などで助成しながら再起できるような方向も、一つの大きな離職対策であらうと思ひます。その場合に、資金の融通面、あるいは隨意契約の場合に二百万円頭の制限がござります。そういうものの撤廃など、担当官には午前中十分質問しておきましたので、一つ担当官と打ち合わせの上、最善の努力をしていただきたい。これが最後の質問でございますが、長官の御意見を聞きたいと思ひます。

○政府委員(藤枝泉介君) 先般、中央離対協におきましても、いろいろな対策の要綱を決定いたしました。その中にも今御指摘のような問題もあるわけでございます。この最後におあげになりました国有財産の払い下げについての、現在の会計法その他の制限の問題等は、なかなか困難な問題かと存じます。しかし、要は、今御指摘になりましたように、その場、その地においてでも立ち上るような処置をとらなければならぬわけでございます。そういう意味において、中央離対協で定めました要綱を十分各省で平均のとれた施策にやっていたかどうか、に努力をして参りたいと考えております。

○委員長(吉武恵市君) 速記をやめて。〔速記中止〕

○委員長(吉武恵市君) 速記を始め。本法案の質疑は後刻これを行なうこととし、これより雇用促進事業団法案を議題とし、質疑に入りたいと存じますが、御異議ございせんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないと認めます。

○委員長(吉武恵市君) それでは雇用促進事業団法案を議題といたします。御質疑のある方は、順次御発言を願ひます。

ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(吉武恵市君) 速記を始め

○徳永正利君 私時間もないようにでございますから、答弁は要りませんが、お願いをしておきます。これは先ほど駐留軍の離職者の問題も出ましたし、雇用促進でございますから、そういう人も含めて雇用を促進しようという趣旨の法案でございます。この前の国会においても私は堀安定局長にもお願いしているんですが、片親のない子供が、まだにまだ取り残されているんです。この就職期に私はこれがかかえて実は弱ったんです。ですからこれをもう少し、この雇用促進事業団が発足するにあたって腰を入れて一つ前向きにお考えいただきたい。

それから駐留軍の離職者も、私は友人が実は返りに長いこと住んでおつてたくさんおるんですが、年をとつておるんです。最近はその近所に工場ができましたから非常にうまく動いておりますけれども、ほかのところは必ずしも

もそう参らぬだろうと思ふ。どうか、一線の職業安定局の人は、ほんとうにもう労働基準法を度外視して働いてい

るんです。もう気の毒なぐらい一生懸命やっています。ですから、労働省においても十分そういうようなことも勘案して、一つこの事業団が発足するにあたって腰を落として一つ御努力をお願いしておきます。

○国務大臣(石田博英君) 前段の片親あるいは両親のない者の就職について、従来とも都道府県知事その他が保証人になるというようなことをやつて参つたのでありますが、なお不十分でござりますので、今度雇用促進事業団ができました場合にそこで保証等のことはやれるように規定いたしてござります。しかし、これは一般的に使用者側の理解を深めていくことが必要でありますので、そういう点の啓蒙宣伝にも努めたいと思つております。

それから後段の問題は御説の通りであります。労働省として鋭意努力をいたしたいと思ひます。

○藤田藤太郎君 私は追水長官にお尋ねをしたいんですが、これはこの前から長官自身にもお話をしておいた問題です。重複するところはできるだけ避けてお伺いしたいと思ひます。

まず第一にお伺いしたいことは、この雇用促進事業団法ができて日本の雇用をやろう。今まで政府の出されたいろいろな法案の中で、国の雇用促進をやつていくというふうななかまから出されてきた法案は私はこれが初めてだと思ふのであります。だから非常にいいことだと思ふのであります。いいことだと思ひますけれども、政府の出されている経

済計画の問題にしても、あらゆる問題にいたしましても、完全雇用が何と

いっても一番先に打ち出されていくと私は思ひます。また、そうあるべきだと私は思ひます。ところが、その完全雇用の問題が、完全雇用の中のこの雇用促進事業団はこのような業務をやつていくんだというなら私は話がわかると思ひます。しかし、そういう基本的な問題がこの初めて出された雇用促進の法案の中に欠けているという

こと、大筋が欠けているというところは、どうしても私たちが了解ができないのです。だから政府は、雇用基本法とか、完全雇用の計画を出すとかというはつきりした約束がいただけるならば、その中の一つとして雇用促進公団というものをわれわれはどう充実し、この石炭離職者援護法から延長してきたこの法案をより生かすような方法でわれわれは審議を生かさなければならぬと、こう思つております。ところが、その肝心の柱になるものがないわけでありまして、非常に残念に思つて

いるわけでございます。だから経済企画庁としては経済所得の十年倍増論を出されて、あの中にもりっぱにうたつておられるわけですから、全体の日本の完全雇用をどういう心がまえでおやりになるか。これをまずお聞きしたい。

○国務大臣(追水久常君) 御承知のように、国民の所得倍増計画というものの実態は国民完全雇用計画といつてもまあ間違ひがないように、要するに人間というものは働く職場がなければこれはものを消費するだけであります。経済にはマイナスであります。人に働く職場を与え、機会を与えることに

よつて、これを生産力化して、よつてもつて国民総生産を増加していこう。それにはどういふ産業の部門でもつて新しい働く場所を与え得るか、そういうようなことを中心に検討せられたのが国民所得倍増の計画の本体でございます。従ひまして、国民所得倍増計画が申さば国民完全雇用の一つの道しるべと言つてもいいのではないかと思ひ

ます。従ひまして、こゝで一番問題になりますのは、労働者の労働力の流動性をうまく円滑ならしめることがどうしても大事であります。たとえば農業の世界からしきり出てきますところの労働力がうまく工業の方に移つていく、そういうような点についての労働の流動性の確保というものを、円滑化を確保するために具体的な措置をしなければいけない。その具体的な措置の一つは今回の雇用促進事業団だ、こ

ういうふうに理解をいたしておる次第でございます。

○藤田藤太郎君 あなたはさうおつしやいますけれども、具体的な今の離職の状況というものはどうかです。ね、具体的な、今各地に、各産業、各地における離職の状況はどうか。今一番大きく出ているのは石炭の離職が一番大きく出て来てる。石炭の離職が一番大きいんですけども、しかし、全体の離職の状況というものは農民の過剰就労をどうするか、今の零細商業の方々の問題もあるわけ。だから、現在そういう過剰就労の方が工業労働者の方に、第二次、第三次産業に吸収するけれども、あくまでも自由経済だ、自由主義だという格好、これではそこに働いている人の身分というものが全然

的確な生活保護というものが全然考慮に入らないで、ただ経済が伸びたらそこに吸収されるのだという言い方ではどうなるか。機械生産の伸びたときに、それじゃ今の状態では雇用が伸びるか。決して伸びるとは言えないのです。結局移動して来た人、今の潜在失業者という方々は、結局不安定な職場の中で、片一方では産業予備軍的な役割をして、一般の働いて汗を流して生産をして生活を上げていくという人たちの賃金の足を引くという事になっておる。それから産業予備軍のために長時間労働というものが、こちらによっていつでも差しかえられますよという低賃金、長時間労働という条件のもとに、そういう過剰就労の方々は不安定な職場に置かれていついてるのではなからうかというのが現実ではないかと思う。

もう一つ経済の面からいうと、そういう自由経済、自由主義というものは外国に類を見ない、生産性と賃金率の問題や物価の悪循環を今日来たしているというのが現実の姿ではなからうか。そういうものをどうして解決していくか。一つの時間の規制も必要でありましょ、労働時間を短縮して雇用を拡大することも必要でありましょ。しかし、それも必要だが、それとあわせてこの不安定な労働関係の、労使関係の中に、そういうせつ々しく希望をもつて生産について社会に貢献しようとする人を、そういう不安定なところ

に、ただ自由経済、自由主義の中に追い込むという格好の、このままで置けば十年たつたら完全雇用できましょとおっしゃいますけれども、おそらく私は今の状態からあまり違つた格好にな

らないじゃないか。一応雇用関係はあ

の労働力調査というあいまいな調査の結果から見て三十何万という事になつても、現実の問題は不安定な、非常にたくさん労働をかかえて形式的には雇用が大体就労をしているのだという今の状態とはほとんど変りない状態が続いているのではないか。私はそう思う。だから経済の面から言えば生産性と賃金上昇率を同じにすること、外国はみな上なんですから、物価を押えていくという基本的な問題が大筋として企画庁で立てられ、そしてこ

ういう雇用促進事業団というような問題を、流動性をどうするかということにならないと肝心のところをはたつたかして、労働省にいくつやらやれやれと言つてもできませんよ。一生懸命やれと言つてもできませんよ。経済の肝心のところから変えていかなければならぬと思う。私は前日から質問しているのですけれども、はつきりした答弁がない。それを私はお聞きしたいわけなんです。

○国務大臣(迫水久常君) 藤田さんのおっしゃいますことは私もよく了解をいたしておるつもりであります。要するに経済の成長に伴ひまして、たとえば農業の世界から出てくることの労働力が新しい形で工業の世界に就労し得るかといへばなかなかそうなるてはでないじゃないか。臨時の仕事しかさせられてはいないじゃないかとか、あるいは炭鉱で今まで相当の給料を取つておつた人が炭鉱離職をするという、今度新しい職場に行くときにはうんと安い給料になつてしまふのです。それがはたしてほんとうに、何といひますか、転業というのですか、そういう

りよる実態であるかどうかわからな

いじゃないか。従つて、いわゆる年功序列型の賃金というやうなものについて一つここで考えていかなければなら

ないだらうし、受け入れ態勢として

も、臨時工のやうなものばかりふやす

ような態勢でなしに、そういうことに

ついても考えていかなければならない

じゃないか、そういうやうなものにつ

いて根本的に何か一つ対策を立て、一

つの計画を立てなければ雇用促進には

ならぬ、そういうやうな計画を立てる

用意があるか、しているか、こ

御質疑と私は了解をいたします。

御承知のように、建前が社会主義の社

会あるいは統制経済ではございません

ので、どこまでも自由主義の経済で

ございますから、国民所得増進計画を

れ自身が一つの道しるべであり、見通

しであり、その方向に誘導する一つの

基準であるというのと同じで、かりに

そういうやうな計画を立てても、

その計画の通り権力を持って指向して

いくことは、これはもちろんできない

と思ひます。思ひますけれども、ただ

いまお述べになりましたことは、御質

問にありましたことは、まことにこ

もつともでありまして、実は経済企画

庁でもその点については気がついてお

りまして、その問題を取り上げて一つ

の見通しを労働の問題について国民所

得増進計画の何といひますか、もう少

し進んだ見通しといひますか、あすこ

の部分だけをもう少し深く掘り下げた

ものを作りたい、こ

に考えてはいるのです。いささか労働

の関係では私の方力が不足しており

ますので、必ずしも急速には行つてお

りませんけれども、労働省の協力も得

まして、そういう方向で一つ見通しと

申しますか、道しるべを一つ立ててみ

るやうに努力をしたいと思つておりま

す。

○藤田藤太郎君 私はこの前大来さん

が見えたときに、この雇用計画の中で

三つに分けて、ここに書いておられ

た。私はこの三つのことは賛成だ。

「低賃金不安定雇用形態である臨時工、

日雇い労働者、社外工の是正、二、技

術革新の進展に対応して労働時間を縮

小する。三、家族的労働管理、年功序

列型賃金体系を是正して、同一労働、

同一賃金の原則を打ち立てる。」とい

うことが、ここに政府の増進計画の解説

として出されておるわけです。だから

ら、それをどうして実行するかという

問題が今ここにきておるわけです。し

かし、労働省として雇用促進事業団の

事業としておやりになるところにはこ

まで踏み切つていない。今やILOで

も四十時間制の、一週四十時間制の勧

告が六月の総会で、あしたから六月に

入ります。六月の総会で定められよう

としておる。これも重要課題の一つ

でございます。それからこの三つあげ

られておる、重要課題をあげられてお

る。まだほかにもあると思ひます。こ

ういうことが具体的な方針としてやら

れなければなりませんし、それからま

た、経済の需要をどう高めていくかと

いう問題についても政府がチェックで

きるものにはたくさんあると思ひので

す。やらなければならぬことがたくさん

あると思ひます。最低生活賃金をどう

上げていく、最低賃金をどう上げてい

く、社会保障をどうしていく、労後の

生活の保障のために所得保障をどうす

るかという問題は、いろいろの問題は

政府がやらなければ、国の政治としてカ

バーをしなければ実現しない問題だと

私は思ふ。これは迫水さんも否定され

ないと思ふ。だから、そういうものと

関連して参りますれば、どうしても今

ここで政府の計画の中で説明されてい

るやうなことが生かしてこられるとい

う、その生かしてこられるというの

近代国家を目標にした生産性と賃金率

との問題や物価の問題というものがど

うして生産と消費との関係を維持して

いくかという関係において、私はこ

う問題が真剣に議論され、労働省が

今おやりにならうとしているのは雇用

促進事業団の労働力の流動性や訓練の

問題、これもけっこうでございます。

しかし、これだけでは完全雇用とい

う打ち出されたものに密着しないんじ

ないか、私はそう考える。だから、そ

ういうことを経済企画庁ではお出しに

ならなければいけない。たとえば十年

後の国民生活という問題が新聞に発表

された。迫水さんは、これは間違いで

あつたと言つて予算委員会を取り消さ

れましたけれども、あなたの意向を受

けた十年後の国民生活というこの文を

一つ見ても、目標だけは労働時間が幾

らになるとか、賃金が何倍になるとか

いうだけで、どうやっていくかという

ことは一つも書いてないのです。これ

が間違いであつてもなくつてもいいで

すよ。間違いであつてもそれはいいで

すよ、いいですけれども、こ

のを達成するまでにはどうしていか

という、私はスケジュール、プランが

なければできないんじゃないか、そ

う思ふんです。

それからもう一つ追水さんにお聞きしたいことは、私はきのうだったか申し上げましたように、政府の計画されたものと、国民の購買力との関係が、国民消費というものが個人消費、住宅建設というものが計画よりもう少し下である。そうして、たとえば設備投資というより、四割から五割近くも年度の計画よりも上に上がっているという、こういう実態が政府の発表している姿に出てもきているわけです。こういうものをチェックしなければ完全雇用にならないのです。私たちはわれわれだけの勝手なことを言っているのではない。今日近代国家を目ざしている欧州の国というのはそんなことをやっていないのです。自由経済だ、自由主義だと言ってみて、そうしてどうにもならぬということと済まされる問題では私はないと思う。だから、総理は賃金が上がることはけっこうだ、倍増からいってもけっこうだ、こうおっしゃいました。今の問題についても外国並みにやりたいということをお願いしているとおっしゃいました。おっしゃいましたけれども、実際にそれではどうするかという施策については一つも出てきていないのです。だから、私はそういう意味で経済企画庁長官、あなたの方であらゆる計画を立てるにきかんと立てて、経済、生産の面に生産点にチェックしなければならぬところ、これはちゃんとチェックしていく。そうして完全雇用というものがすなおな形で、不安定な雇用関係、労使関係じゃなしに、正常な形で雇用が拡大していくって、農業で四百万首を切るというならば、これを引き受ける対策をき

ちんとあなたの方でやらなければ、労働省や農林省にやれといつても無理です。これをあなたはお立てになるかまえてというものがなければ、ほんとうにこれはもう労働省はこの法案をお作りになって四十何億ですか、四十四億の予算の範囲内で目立つたところだけ処理をするというところで終わってしまふのです。だから柱になるものを一つはつきり経済企画庁はおやりになるかまえてここで示していただきたいと思う。○国務大臣(追水久常君) 私はきわめて傾聴いたしました。それで、労働の将来につきましても大来君が国民所得倍増計画の解説で書いていましたように、問題のある場所というのは、一応は気がついてはいるわけであることは、私も明らかなだと思っておりますけれども、さてこれを実際に具体化するのにはどうしたらいいのか、一つの見通しを早く立てなければならぬということ、は、仰せの通りであります。努力をいたします。ただせんだってからあれほど一生懸命に間違いないと思つて立てました三十六年度の経済見通しが、もう御指摘の通り設備投資が予定よりもずっと多くなつてやうな状態です。すから、この見通しを立てるというところは、なかなかこれは困難であつて、うっかり立てたものを発表して、まあああいうふうに狂つてくるという、国会でもあれば、もうその弁明に非常に苦しまなければならぬということなんでしょうから、これは相当に慎重にデータを集めてやりたいと思ひますが、そういう今御指摘のやうなものを、一つ早く作つて一応皆さんの御批判も仰ぎ、そうして日本の完全雇用への道の一つの道しるべにしたいという決意

は、非常に十分に私は持つておりますから、努力をしたいと思ひます。○藤田藤太郎君 今のお話、努力をしたいと思います。こういふそのあなたの誠意は私は認めます。というか、尊重いたします。しかし、三十五年度の経済の決算を見てもこの通りでしよう。あなたの方で発表されているあれを、自由経済だということだけで今の機械化によつて生産力が独占されている。独占したもののだけに利益がいて、そうして国の経済が結局首線り返してきたやうな、こういう波の中で労働者の犠牲によつてやつていくというやうなもの、考へ方、あなたはそう考へていくなつてはいないと思ひますけれども、事実経済、政治というものはそれは動く、動くわけです。日本の生産が拡大していくのは超絶賃金、長時間労働によつて拡大をしていこうといふ切れると私は思ふのです。こういうものをやはり是正するといふことは、私はやはり完全雇用と時間短縮をいづついう工合に計画してやつていくか、こういうふうな問題が一つあります。最低賃金をどうやっていくか、社会保障をどうやっていくか、ということによつて、少なくとも計画をお立てになつたぐらいの水準はやはり政府は維持してもらわなければならぬ。とんでもない。こんな状態で結末が出るやうなことをああ、ああといつて手を出して見ているやうなことで、これを出しになるというのには私はおかしいのじゃありませんか、こういうことを言いたくなつてくるわけです。だから追水さん、この完全雇用というもの、御理解いただいていることは、私は、これ以上申し上げません。

もう一つ私は申し上げておきたいのは、何といつても今の欧州の工業国と言われる国を、ごらんになつたらわかると思ひます。一國々々の問題じゃなしに、欧州全体を目標にしている経済計画の基礎がどこにあるか。日本のやうに資本費がかかっているからこれだ、まいことをやつていふのだ、こういう状態じゃないと思ひます。初めから生産性と賃金上昇と物価横ばい、こういう大前提が完全雇用とそれから福祉国家を作るのだ。こういう大前提によつて私はそういう計画をお立てにしていると思ひます。私はやはりそういう工合に直していろいろ言つたつて私はできないのじゃないか。だから自由経済といふことはそれはあなたの方の方針です。それから、具体的なことはやはり汗を流して生産したら国民の生活水準が上がるというやうな状態の中で労働能力があるものは労働力を社会に提供して、社会に貢献しようという姿、これが完全雇用だと私は思ひます。そういう形をやはりやつてもらわなければ意味がない。私はそう思ひます。だから、具体的に経済企画庁はそういう国民の生産と消費のバランスの問題、完全雇用の年次の計画を、二次、三次産業を拡大してやりになるのですが、そういう計画の問題、こういう問題は基本法と名づけられようと、方針とせられようと私は名前はどうでもいい。具体的にそれが実行されるやうなものをここ半年か、一年のうちに作りになるかまへがあるかどうか、私はこれを聞いておきたい。

○国務大臣(追水久常君) お話はきわめてよくわかります。私どもの方の国民所得倍増計画におきましても、日本の産業が従来とく労働力が豊富であつて、従つて、賃金が安いというところに、その産業が乗つておつたといふことは、もうだめなもので、高き生産性の上に日本の産業が、大企業も、中小企業も、みな高き生産性の上に乗つていかなければだめなんだ、従つて、このところ非常に経済の基盤に重大な変化が生じつつあるのだといふことを認識して、方々にも話もするし、いろいろな計画はその意味で見通しを立てていくわけでございます。基準となつていくものは、生産性の向上、個人消費の増大、そうして物価はできるだけ上がらないやうにする。諸外国はみな物価横ばいの方針をとつておりますが、卸売物価も、消費者物価も、実を言つと日本が一番最近においては上がり方が少ないのでありますが、そういうことで完全雇用の方向に向かつて経済を進んでいくことを一つ念願として方策を立てていくわけでございますが、ただいま述べた通り、私は、先ほど申しました通り、一つの道しるべを作つていきたいと思ひます。ただ、藤田さんのお話の中で、お前は自由主義なんだからにだけけれども、社会主義の方がいいんだ。だから、社会主義的な計画経済に雇用をやつたらどうだといふことが、何かそういうお勧めをちよつと、何といふか、言葉の裏に感ずるのですけれども、それは、私の方は自由経済ですから、計画的にそういうことを、権力と

言つては悪いですが、政治の力で押し進めていくことはできませんが、一つのムードを作り上げて、そのムードに乗ってやういふことが実現するように努力すべくこれは一生懸命やりたいと思ひます。

○藤田藤太郎君 私、そういう議論をするなら、もつとしたいと思ひます。もつと的確に数字をあげてしたい。私は、そこまでこの問題について議論がしたいのですけれども、いたしません。そこまでするなら、幾らでも数字をあげて、きつと計画経済の話をおなたの方にしたいと思ひます。しかし、どうですかね。イタリアの例をとつてみてごらんない。一九五五年からやつたヴァノニ計画というものが、今日のイタリアの状態をみてごらんない。あれが常識ですよ。資本主義だと言われている。自由主義、自由経済と言われている所でも、あれくらいのことをするのはあたりまえじゃないですか。それはさきから申し上げていることです。それじゃイタリアのやつていふことを御説明申し上げますと、一つの問題は、生産性と賃金率と同じ状態にあつて物価を押さえていく。これはOECDの方針ですよ。OECDできめて実施しておる。それから、農業労働者の過剰就労者を雇用労働者に転換する、あのイタリアの山岳地帯でありながら、一九五五年のときでも、傾斜の少ない所を無理にしても五〇％耕地を拡大する。そうして両方が所得をふやしていく、工業化の発展とあわしてやういふ、その基礎はこれだ、それが今日のイタリアの西ドイツに次ぐ国になつていく。これはもう私は、日本のように、三十年から

三十五年までとつてみても、生産性は五三％で、賃金は三七％、そういう状態です。それで物価はことし上がつていく。しかし、欧州のことをお話しになりましてけれども、欧州は物価が上がつています。サービス料金なんか上がつていくことは私も知つております。しかし、上がつておりますけれども、そのかわりに、生産性より賃金率の方が上がつていく。福祉国家を目ざした政治というものはそういうものだと思ひます。もつと政治が努力しなければいかぬと思ひます。私たちは何も賃金率が高ければいいというところを言つていくわけじゃないですよ。そういうことは、もう今の工業国の常識じゃないか、近代産業国家の常識じゃないかといふことを言つておる。そこまでは私は議論をとおめておるわけですよ。そういうことを日本がやれないはずがないと思ひます。これだけ社会保険をやります、完全雇用もやります、経済も成長させますと、言い出し方はきつとやういふ、大衆君のこの三つの条件でも、言うことはきつとやういふ。ああ、なかなか進歩したことを、さすがは迫水さんが企画庁長官になつてからはこれははりつぱになつたとわれわれは期待しておつても、具体的なものがなない。そこに問題があるじゃありませんか。あなた方が今維持されている経済機構の中で、必然的にこゝまでいかなければどうにもならぬじゃないかといふことを言つておるの、これはそういうことで受け取つてもらつてやつてもらわなければ、それは議論にならぬと思ひます。

○国務大臣(迫水久常君) わかりました。先ほど来申し上げておる通り、それは私どもの方でも当然そういうような道しるべは立ててみる必要があるのではありませんから、できるだけ早い時期にそういうことをすべく最大の努力をしたいと思ひます。

○委員長(吉武恵市君) ちょっと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長(吉武恵市君) 速記を始め

○坂本昭君 まず第一に、これは事務当局に明確な考えなり定義を何つておきたいのは、失業保険法の第三十九条の諸機関というところに、「労働大臣は、失業保険事業の運営に関する重要事項については、あらかじめ、職業安定法第十二条に規定する中央職業安定審議会の意見を聞いて、これを決定しなければならぬ」と規定されておられますが、こゝで何したいのは、失業保険事業というのは何をさすのであるかといふこと、もう一つは、重要事項といふのはどの範囲までをさしているのか、という点についてまず御説明をいただきたい。

○政府委員(堀秀夫君) 失業保険事業、これは失業保険法の定めるところに基づきまして、そうして政府管掌のもとに失業保険給付を行なつておるわけでございます。従ひまして、この失業保険の運営のためのいろいろな措置、すなわち保険料の徴収、それから保険給付、そういうような失業保険本来の事業、それとあわせてこの失業保険法の中にあります失業保険の福祉施設の運営、企画、こゝういふものをさすものであるとわれわれは考えております。で重要事項と申し上げますのは、これはただいま申し上げました失

業保険の保険料率の問題あるいは徴収に関する重大な問題あるいは保険給付の内容それから福祉施設の企画、運営に関する重要事項、このように了解いたしておきます。

〔委員長退席、理事高野一夫君着席〕

○坂本昭君 大へん明瞭なるお答えでよくわかりました。

そこで労働福祉事業団法の十九条の二の二、これは失業保険法の二十七条及び運営を行うこと。というふうにされております。それからまた、現在審議しておりますこの新しい事業団の十の九条の二にも、「失業保険法第二十七条の二第一項の規定による福祉施設として行なうものとする」といふふうにあります。従つて、当然にこの雇用促進事業団、これが失業保険事業である。しかもこの重要な事項、先ほど説明されたその重要な事項であると思ひますが、この際念を押してお尋ねしておきたい。

○政府委員(堀秀夫君) ただいまの御意見の通りと考えます。

○坂本昭君 大蔵省来ていますか。

○理事(高野一夫君) 主計局長を今呼びに行きましたから、すぐ参ります。

○坂本昭君 ちょっと聞いておつてもらわれないと大事な点でわからないから……

それではこの際、この失業保険法の基本に戻つて、失業保険法とは一体何か。これは今さらこんなことをお尋ねするのもおかしいかもしれませんが、この第一条の目的のところを見ますと

いうと、「被保険者が失業した場合に、失業保険金を支給して、その生活の安定を図ることを目的とする。」こゝで明確なことは、保険金を支給して生活の安定をはかる、こゝういふふうになつて明瞭に目的が書かれておるというところでありまして。従つて、こゝで何いしたいのは、この失業保険の積立金の問題であります。失業保険の積立金は失業保険法の三十条の二の二に、「労働大臣は、毎月末日において、すでに徴収した保険料総額と支給した保険給付総額との差額を失業保険特別会計の積立金に加減」云々といふことに初めて積立金といふことが書かれておつて、ほかには、この失業保険法のところではこの積立金のことについては規定されてない。そしてこゝういふふうな三十条に従つて特別会計に入れるという規定が出てきておられます。

〔理事高野一夫君退席、委員長着席〕

これは失業保険の特別会計法の十三条には、「この会計において決算上剰余金を生じたときは、これを積立金として積み立てなければならぬ。」それから次の項において「決算上不足を生じたときは、積立金から、これを補足する。」こゝに積立金の運用、運用ではございせんが、積立金について十三条に規定があり、さらに十三条の二の項には、積立金の歳入繰り入れの規定が書かれてあり、十四条には、「この会計の積立金は、資金運用部に預託して、これを運用することができ。」と、で積立金の運用のことに触れておるのであります。なぜこゝういふことを何うかといふと、今問題としておる雇用促進事業

団は明らかに失業保険事業である、そうしてその失業保険事業は失業保険の保険金の積立金によつて政府から出資されて運用されている。ところが、あ

くまで失業保険の本旨とするところは、第一条にあるように、金を支給して——保険金を支給して生活の安定を

はかる、従つて、生活の安定をはからないようなことではきわめて不十分である、だからあくまで生活の安定をはかるためにこの保険金を支給することゝが失業保険法の建前である、こういう点はきわめて明らかであるはずだと私は思う。ところが、不思議なことには失業保険法の三十条の一項のところから積立金が勝手に歩き出してきまして——特別会計法の十三条、十四条に基づいて今度は本来の法律から離れて勝手に歩き出しているということであります。従つて、そういう点では現在の失業保険の積立金に関する運営は失業保険法の第一条に違反しているのじゃないか。皆さん方もなれつこになつてしまつてゐるけれども、もともとの本質に立ち戻つたならば大きな誤りを犯しているのではないか、この点について大臣の御答弁をいただきましたい。

○国務大臣(石田博英君) 失業保険の特別積立金の運用が失業者の保険金給付のほか、失業者に就職の機会を与える、失業者の発生を防止するというような意味に使われるということはそれ自体私は法律の建前に違反してゐると思つておりませんが、實際問題としていゝわゆる失業保険の対象人員以外が現に相当利用されているという実情から考えまして、私は將來そういう部門

については一般会計がもっと大きく負担をすべきだと思っております。

○委員長(吉武恵市君)　ちよつと速記をやめて。

〔速記中止〕

○委員長（吉武恵市君） 速記を始め
て。

○坂本昭君 ただいまの失業保険法の三十条には「当該月の翌月から六箇月間に支給せらるべきものと予測される保険給付額に満たないと認められる場合において、云々」といふうちに、いわば、この積立金の準備を申しては語弊がありますが、六カ月分を準備しておいて、それが余り過ぎていゝかぬ、また、不足してもいゝかぬ、そういう場合には適当な処置をするということがここに書かれているはずでありますが、この前昭和三十五年三月現在の統計では、七百六十三億、二十六カ月分できてゐるということを政府から御説明いただきました。私は今の一番新しい数字をお聞きしたい、大蔵省来なくても労働省で答えられるなら答えて下さい。

○政府委員(堀秀夫君) 積立金は現在昨年度末において大体七百七十億程度、このように考えております。これに一年度間におきまして約百六、七十億の割増と生ずるものと見られてゐる。

の剰余を生じて参りますので、この一年間におきましてその七百七十億に百六十億足しました約九百三、四十億程度になるであろうと推定しております。

○坂本昭君　だから何カ月分残っているか。

○政府委員（堀秀夫君）　大体一カ月に三十億程度でございます。約三十カ月分であらう、このように考えております。

○坂本昭君 三十条には、六カ月に足りない場合には保険料率を上げろと書いてあるけれども、三十カ月も余して、それでもいかぬとは書いてないけれども、この法の本精神からいって、そういうことでよろしいのですか、大臣に伺っておきたい。

○政府委員 堀秀夫君）この点につきましては、いろいろな問題があり御意見もあるわけですが、私どももいろいろな方面からこれを拝承いたしているところであります。そこで失業保険法の改正を御承知のように昨年の通常国会において行なっていたいたわけでありましたが、その改正法の附則におきまして、政府はとりあえずこの改正によりまして失業保険給付内容の改善とそれから国庫負担の改正、それから保険料率の引き下げというのを行なったけれども、これらの問題については、昭和三十四年から三力年間の失業保険の特別会計の収支状況を調査し、そしておそくとも昭和三十八年の三月末日までに改正を行なうものとするという附則がつけられておるわけでございます。私どもはこのような見地から、現在の失業保険の収支状況をにらみ合わせ、それからもう一つは、こ

の失業者の給付内容の改善問題につきましては、ただいま内閣総理大臣から社会保障制度審議会に総合調整の諮問を申し上げておりますので、これらの御意見をよく拝承いたしまして、そうして内容の改正を行なうように検討いたしましたと考えておる次第でございます。

○坂本昭君 賢明なる大臣にその点を明らかにしていただきたい。何もかも総合調整の社会保障制度審議会におん

ぶずするといふことは、最近厚生大臣は朝から晩までそれを言っているのであります。何もそんなにおんぶしなくても三十カ月分も失業保険の積立金がたまつているといふことはきわめて不当である、そして失業保険法の第一条が十分にまだ満たされていない、私はそ

ういふ点についてなるほど総合調整を待つてゐる、その諸問によつて運営されるということはけっこうですけれども、その前に労働省としてはしなければならぬ点があるわけでありました。先ほど労働大臣は、もうすでにさういうことで各種の福祉施設についてはもつと一般会計から金を使いたいというふうな、さういうふうの意思を明らかにされたと思いますが、それを何らか予算の中かなんかにはつきりと出さない以上は、われわれとしては安心するわけにはいけません。大臣もはつきりとさういふお考えを持っておられるならば、もう予算の折衝も六月ごろから始まつて参ります。その中に何らか具体的な措置をとられるつもりであるか、その点を明らかにしていただきたい。

○国務大臣(石田博英君) 失業保険法の内容の改正、これは社会保険制度審

それから後段の、つまり失業保険法の特別会計で負担するのが筋違いの部門の事業については、一般会計により多く負担すべきだと私は思います。従つて、この雇用促進事業団が充足いたしまして、その運用の経過を見まして、具体的な数字が出て参りますから、検討するように命じております。

らそれを根拠にただいままで申しました方向について努力をいたしたと思います。しかしながら、具体的な数字というものは今までにやっているものの中にございますから、従って、現状に著しい変化が、まあ実際問題としてなかなか生ずるものではありません。

ありませぬから、そこでその傾向から見ましても、やはり保険法にばかり依存をするということは筋違いの問題がたくさんございますから、そういう点については一般会計の負担をふやすように努力いたしたいと思ひます。

○坂本昭君　失業保険法の第三章のところには福祉施設の規定がしてあつて、ここに書いてあることは、第二十七条の二「政府は」「その他被保険者及び被保険者であつた者の福祉の増進を図るため必要な施設を行うことができる。」この文章でいきますというのと、比較的消極的な私は意味だと思ふ。これは今の失業保険法の規定に従つて福祉施設を政府が作ることもできる。しかし、これは別個に一般会計からやるということが私は本筋で、またこういふことも、失業保険で失業保険の被保険者あるいは被保険者であつた者のためにするということもできるという私は消極

的な意味であつて、これは本来第一の立場に立つて今後予算的な措置を組むべきだと私は確信を持たざるを得ないのであります。そこで、今大臣が言つておられたこの二十七条の二の特に二項に「保険者及び被保険者であつた者の利用に支障がなく、かつ、その利益を害さない場合に限り、これらの者以外に利用させることができる。」ところが、實際は訓練生の失業保険を受けておるものはどの程度かということ

をこの前ちょっと伺いました。伺ったけれども、その数はまだはるかに多目な数だと私は思うのです。たとえばこれは各種の労働組合が集まった職業訓練の研究集会に発表された数でありませんが、この中には訓練生失業保険受給者調べとして、これは三十四年度と三十五年度両方あります。結論的に見ますと、三十四年度の失業者の数が二千九百五十五、これに対して失業保険受給者は百十名、つまり三・七%、三十五年度の失業者は三千五百四十四で失業保険の受給者は百六名、これは三・五%、この前五%ということを言っておられたけれども、五%よりはるかにお下回っているじゃありませんか。ずいぶんいかげんな数をあなたの方の方は言っておられる。たつた四%にも足らないものしか訓練生として入っておられないじゃないか。しかもまた、先般も、炭鉱離職者の人たちが入るから大体は三%ぐらいになりましようということを言われたのであるが、炭鉱離職者の訓練の実施状況を見ますと、これは幾つもの施設で特に炭鉱離職者職業訓練実施状況調べがあります。大阪、小野田、八幡、荒尾等々、ここでは約七百四十名の人が訓練を受けて、あるいは筑豊地帯におきましては一次、二次、三次と訓練を受けておられる。それらのこまかい数を私自身概算して、今の昭和三十五年の三千五百四十名というものに加えて、そうしてこれらの中で失業保険を持っている人は比較的炭鉱離職者には多い。この前あなたの方では一〇%と言っておられたけれども、実は一〇%はおらないのであります。私のある例では八

二%程度、従って、それらを合計しても二〇%をわずかに出る程度にしかすぎない。それはあなたの方では、ひとり歩きを出した失業保険の積立金で本来の失業保険法の目的から完全に離脱したとは言いませんけれども、私は正しい失業保険の第一条の目的にかつた使い方を必ずしもしていない。そうしてたびたび指摘をしても、どうもそういう点では、一応大臣は比較的理解が早く、来年の予算には何らか成果が出てくると思いますが、それでも、一度雇用促進事業団をやつてみての上で結果を見る、もうすでに現在でも私は結果はある程度わかっていると思う。従つて、この期に及んでなおもそういうことを言われることははなはだ私としては不満にたえない。この点事務局並びに大臣から御答弁いただきたい。

○国務大臣(石田博英君) 総合職業訓練所、一般職業訓練所の訓練生の中に占めます失業保険の被保険者並びにかつて被保険者であつた者のパーセンテージ、これは若干数字が違つております。数字の違つております点はあとで事務局から説明いたさせます。

それからもう一つは、三十五年の四月に、今おあげになりましたいろいろな数字は三十五年の数字だと思ひます。三十五年の四月には失業保険の延長措置を、訓練生に関する受給延長措置をやりました。それ以後は割にふえてきております。しかし、それはいわば五十歩百歩であつて、訓練生の中に占めておる、あなたの御指摘の大勢といふものの議論を左右するような数字ではありません。しかし、若干ふえてきておると思ひます。そこで、それが

失業保険法一条の目的に拘束されて議論されますと、また、先ほど指摘されました二十何条でありますか、あの規定が消極的、積極的という議論、これは別として、そういうことは別といたしまして、そういう訓練生が、その訓練所は主として、しかもその大部分が特別会計でまかなわれておるといふ状態は、私はやはり全体から見ると失業保険法の精神に合致しないものだと考えます。従つて、筋違ひのものをすべきものだと思う。それについて努力をするということをお願いいたします。

それから雇用促進事業団の運営の結果を待つということ、それは確かに運営の結果を待つてさらに改善をすべきであるけれども、しかし、現状ですでにその大きな傾向といふものはわかつておる。わかつておるし、その大きな傾向に、組織が変わつたからというて、にわかにそれが変わるとは思ひない。従つて、もう明年度からの予算折衝から、それを具体化するべきだと思ひます。うことを申し上げたのであります。

ただもう一つ別の面から考えなければならぬことは、私は、やはり積極的に失業保険の受給者が利用しやすいようにしてやるのが問題であります。そこでわれわれの方では、たとえば年令が違つて同じクラスで勉強しようといつてもなかなかやりにくい問題があります。そういう心理的な問題も考えなければならぬ。それからもう一つは訓練時間の問題も考へてやらなければいけないと思ひます。そういう点について所要の措置をとりますと同時に、現在すでに失業保険の受給者に対

して個別に呼び掛けをいたしております。しかし、なかなか実問題といたしましていろいろ原因がございまして、どうも若い人は入つてくるけれども、中年をこえた人はなかなか入らぬ場合が多いのです。そこで訓練を終わった場合におけるいろいろな状態といふようなものを見まして、そうしてどういふ条件、労働条件が保障されるかといふようなこともあわせて示しつつそういう問題の処理に当たつていきたい、こう思つております。

○政府委員(堀秀夫君) ただいま大臣から申し上げましたような基本的な方針に基づいて、私どもは内容の改善、充実をはかつて参りたいと思つております。先ほど大臣から答弁いたしましたように、昭和三十五年度からは失業保険の訓練中の者に対する受給延長措置等も講ぜられましたので、現在の入所状況は総合訓練所について見ますと、被保険者であつた者の入所状況はおおむね私どもの方の統計では三〇%程度と考へております。しかし、これまただいまお話になりましたような趣旨から申しますと、まだ少なきに過ぎると考へますので、私どもは年次計画を立てまして、そうして将来はこの被保険者であつた者の率を五割以上に少なくともするといふものと、とりあえず改善計画を目下検討中でございます。

なお、この総合訓練所等におきますところの転職訓練のやり方、方式等につきましまして、現在職業訓練審議会に労働大臣から諮問しておりますが、六月中旬に答申が出来る予定になつておりますので、私どもはこれを尊重いたしまして、転職訓練等の改善、充実

に努め、これによつてまた転職訓練を利用する者が十分にその恩典を受けまして、そうして転職訓練を円滑に再就職できますように私どもは努力したい考へてございます。

○坂本昭君 先ほど職業安定審議会のこと少し触れましたが、この今回の事業団法を制定するにあつては、諮問機関としての職業安定審議会に諮問をせられてどういふ審議の結果を得られて、また、どういふ答申を受けられたか、簡単に説明していただきたい。

○政府委員(堀秀夫君) 職業安定審議会に對しましては、昨年の秋にこの雇用促進事業団の構想を私どもは考へましたので、職業安定審議会に對して諮問をいたしました。職業安定審議会は、總會、それから失業保険の福祉部門につきましましては失業保険の非公式の部会でございしますが、部会等も開催されて、数回にわたつて御審議を願つたわけでありまして。私どもは、この法案の内容をこの審議会に諮問をいたしました。数回にわたつて御審議を願ひました後に、この一月の中旬でございましてと記憶しておりますが、労働大臣に對しまして、この雇用促進事業団法案につきまして全会一致で御賛成をいただきました。それに基づきましてこの法案を作成し提出したことになつてゐるわけでございます。

それからまた、この審議会はいろいろと運営に関して建議をされた報告を求めることもできる、そういう非常に強い権限もある。そして一番指摘したいことは、今までこの事業のやつてきた、いわば兄であるか親であるか、労働福祉事業団の運営というものがそんなにいいものであったとはわれわれは考えていない。ことにその運営が非民主的で、かつ、非能率的であったということ、これはこの労働病院の運営についても、あるいはこの職業訓練所の運営についても、私は幾つかの欠陥があると思う。しかし、私は人を決して責めるのではなくて、そうした点が十分に批判され審議された上で、この新しい、先ほど来藤田委員が指摘された、所得倍増の中で、また、完全雇用を達成するために雇用促進事業団というものが生まれてきたはずだと思ふのです。それだけの抱負がなければ何のために生まれてきたか。それだけの一つの抱負を持っていないならば、初めから生まれてこぬ方がいいのですよ。きょうにでも取りつづけてしまふ。しかし、そういうものではないと思ふのです、われわれもですね。そういうものでないと思ふから、何とか育てていただきたい、それには十分のいろいろな審議がされたらうし、何が一番重点として審議されたか。私は一番思ふのは、運営の非能率と非民主性、それからいろいろの末端における事実をよく知っていないということ、これは今までの労働福祉事業団に共通した事実じゃないかと思ふ。だからそういう点をお尋ねしているのであつて、それらの点について監督の労働大臣も、これは労働大臣からいろいろと

命令を出したり、また、その答弁を求めたりする権限があるのですよ。そういうことを今まで一度もしていないということは、この前も答弁しておられる。で、新しくこういうものを次から次へと生み出して、生みつばなしということじゃ困りますよ。だからそういう点について何を一番あなたの方としてはこの審議会で問題となり、それについて今後どうしていくのかという、そういう決意のほどを一つこの際聞いとおきたい、そう思つて、その審議の内容をお伺いしたわけなんです。

特別の経理を行なつて、水割りされてないようにする。

それからもう一つは、炭鉱離職者の援護につきましても、今度の雇用促進事業団におきましては、従来の炭鉱離職者援護会ではなかなかできなかったところの相当大規模の離職者住宅の建設もできることになるので、炭鉱離職者の従来の再就職にあつてネックとなつておりましたところの住宅問題についても、相当改善が期待されるのではないかと、こういう御説明を申し上げました。その点は納得をいただいたわけでございます。

第一番目の点は、これは主として炭鉱離職者援護会の側からの問題点でございますが、雇用促進事業団ができることによつて、石炭離職者に対するところの援護が水割りされては困る、言葉をかえて申しますと、雇用促進事業団ができることによつてその内容と対象が非常に多様になりますために、従来の炭鉱離職者に対して集中的に特別の援護がなされておつたのが水割りされる、炭鉱離職者に対する援護が低下するやうなことがあつては困る、こういう御意見がございました。この点につきまして、実は炭鉱離職者援護会の中にも現在運営協議会がありまして、労働・中立の方が御参加を願つておられるのでございしますが、そこで御審議になりました。それから職業訓練審議会においてもそういう意見が出されたわけでございます。この点につきましても、結局炭鉱離職者の援護については、この事業団の運営にあたりまして

それからもう一つは、ただいまの御質問にも触れるのでございしますが、雇用促進事業団の運営にあたりましては、やはり労使双方の意見を十分に聞いて運営をしてもらいたい、そのためできれば雇用促進事業団法の中に運営協議会なんという規定は設けられないものであらうか、こういう御質問が主として労働側から提起されたわけでございます。この点につきましては労働福祉事業団の運営、監督、管理というものは労働大臣の責任において行なうものであるから、雇用促進事業団の中に運営協議会を設けることになしに、現在ある職業訓練審議会、これに十分お諮りをして、この職業訓練審議会で運営の重要方針についてはお諮りをし、御意見を伺つて参りたい、こういう御説明をいたしました。それと同時に、事業団の内部における運営協議会につきましても、ただいま申し上げましたような観点から、従来の労働省関係の各種の事業団、もしくは会等につきましても、運営協議会の規定は法律上は作つておらないわけでございます。

す。従ひまして、法律上はこれを明文化するとはできないけれども、実問題といたしましては、この雇用促進事業団の中に労使三者の構成からなるところの運営協議会を設けたい、そして事業団内部の運営についても民主的に各方面の意見を伺つて参ることしたい。この運営協議会は必ず設置するといふことを申し上げ、御了解を得た次第でございます。

以上のような点が、まだそのほかにいろいろの御希望の点がございまして、特に炭鉱離職者の援護について、さらにもう少し十分な援護をしてもらいたいという御意見が主として石炭労働者側から提起されました。しかし、これはこの事業団の内容と申しますよりも、現在政府が行なつておられますところのいろいろな石炭離職者援護措置についての御注文がございまして、この点は十分検討するといふことにいたしましたわけでございます。以上のやうな点が、この審議会の御審議にあたりまして問題となりました点でございます。

あるいは諸問に答えるというのはいけつこうですが、たとえばこの事業団の重要な人事については、これは理事長並びに副理事長については大臣が任命することになっております。しかし、運営がきつめて拙劣であつた、あるいは所期の目的を達していない、そういう場合には、これは職業訓練審議会が筋を立てて言うべきことではなくて、職業安定審議会から、こういう運営では失業保険事業としての本来の趣旨にもとる、従つて、こういう管理者は交代してもらいたい、そういうやうなことを申し立てるのは職業安定審議会の側にあるのではないかと私は思ひます。そしてまた、そういうやうな意見を言つても私は当然であらうと思ふのですが、人事の命令権を侵害するのではありません。きつめて拙劣な運営をする場合には職業安定審議会からそういう意見を言つて、大臣に対する建議をする、そういうことがあつてもよろしいと思ふのですが、その点大臣、いかがですか。

○坂本昭君 今の訓練所の訓練科目、あるいはその内容などについては、これは職業訓練審議会がいろいろと審議し、意見を言うのは至当でしょう。しかし、この事業団そのものの運営については、今この諮問されたのは職業安定審議会でございます。しからばこれはやはり職業安定審議会が失業保険法の失業保険事業としてこれをやる以上は、やはりその立場から、少なくとも一番大きい運営については関与すべきではないかと、従つて、今の訓練所の内容については、職業訓練審議会が訓練のいろいろ細部にわたつて指導され、

○坂本昭君 それでは次に三十六年度の予算の中で、この事業団の中では何人の転職者を対象として考えておられるかをまず伺つておきたい。予算の面で見ますと、総合訓練所関係は一億円くらい多くなつた程度にすぎません。しかし、それも大部分がこの専門訓練の第二年度に入つておりますし、それからまた、新設科目の職員も

○国務大臣(石田博英君) 私は人事は、やっぱり重要問題のうち非常に重要な一つだと思ひますので、そういう御意見を言つていただいて大いにけっこうだと思ひます、事実がございましたら……

○坂本昭君 それでは次に三十六年度の予算の中で、この事業団の中では何人の転職者を対象として考えておられるかをまず伺つておきたい。予算の面で見ますと、総合訓練所関係は一億円くらい多くなつた程度にすぎません。しかし、それも大部分がこの専門訓練の第二年度に入つておりますし、それからまた、新設科目の職員も

ふやさなければならぬ、そういう面ではほとんど人件費に食われているのではないだろうかと思う。こういうことではせつかく張り切つて出資する雇用促進事業団に一体何の仕事ができるか、そういう点で当面する駐留軍の離職者あるいは炭鉱離職者の人たちが、こういう人々を初めとする転職訓練の対象として何人程度見ておられるか、その点を話の筋として御説明いただきたい。

○政府委員(堀秀夫君) この雇用促進事業団の業務につきましてはいろいろな面がございます。そこで職業訓練について申し上げますと、総合職業訓練所の訓練対象人員といたしましては、本年度約一万七千名を予定いたしております。そのうち転職訓練につきましては約四千名程度を予定しておるわけでございます。なお、そのほかに住宅の対象人員あるいはたまたま訓練を受ける者に対する訓練手当の対象人員あるいは移住資金の対象人員等ございしますが、これはもし御質問がございすれば後ほど申し上げます。

○坂本昭君 ただ、そこで一万七千の対象を訓練生として見ておられるようですが、この前もこの委員会でお尋ねしましたけれども、施設の整備が五〇％程度しかできていない。そしてまた、この転職訓練をやろうとする、これは短期の訓練に私はなつてくると思う。そのためには相当いろいろな設備を近代化していく必要があるのではないかと。そういう点で、この前この法案の審議が始まる前にいろいろお尋ねしたときの実情から現在そんなに進んだとは思われない。一体今のような施設整備の五〇％程度のこと

ではたしてこういう訓練ができるという見通しがあるか、その点について御説明いただきたい。

○政府委員(堀秀夫君) 現在総合職業訓練所の施設、機械等の整備につきましては、年次計画を立てまして、その一環として鋭意努力しておつたのでございまして、機械につきましては昭和三十一年度におきまして、私どもの方の調査によりますと、整備率は約六六％という状況でございまして、本年度の予算においては約六億円の機械整備費を計上いたしました。整備率を約七〇％に引き上げたいと考えております。この機械整備につきましては、整備五カ年計画を策定いたしまして、昭和四十年年度には整備が完了するように取り計らいたいと考えております。なお、施設につきましては、これは現在各中心地にこの総合職業訓練所の施設を設けたわけでございしますが、やはりまだ年次計画の途中でありまして、ために、まだ不備の点もございしますが、これも年を追って整備して参りたいと考えています。従いまして、本年度におきましては、ただいまのような整備状況を見込みまして、先ほど申し上げました一万七千名というものを対象にして訓練を行ないたいと考えてございしますが、さらに明年度、次の年度という工合に年を追ってその対象人員も増加、拡充して参りたいと考えております。

○坂本昭君 職業訓練法の六条によると、総合職業訓練所の一番目的とするところは専門訓練であります。また、これからは専門訓練の十分な課程を経なければ、これは一応——これはまたあとで触れますけれども、その訓練所で訓練は受けられけれども、何の役

にも立たない。ただ低賃金の臨時工ばかり製造していくことにしか終わらない。私はそういうことにもなりかねないと思うので、当然この専門訓練といふものについては非常に重点を従来もおいてきたはずで、今後これはますます伸ばしていかなければならないこの時期に、ちょうど専門訓練の一年生が今できて、それから基礎訓練の者もできて、さらに二年生もいる。それからまた、炭鉱離職者あるいは駐留軍の離職者、こういうふうな先ほど大臣も心配しておられた通り、一つの教室の中にいろいろな人たちがこたごた入つてくる、こういう中で今のよう

な専門訓練といふものが十分の実を上げることができるか。そこまできるかどうか、私は非常に疑問に思うのですが、いかがですか。

○説明員(有馬元治君) 御指摘の通り、ことしから専門訓練の第一年度が始まつておるわけでございしますが、これは約五千名そのコースに入つております。で、この専門訓練の目的は、訓練期間を二年間に延長いたしまして、産業界の要求する熟練工養成の期待にこたへるために、新たに訓練法によつて規定されたコースでございまして、この専門コースを開設するにあたりましては、一昨年、中央職業訓練審議会におきまして、約半年がかりで専門家の方々の御審議を経まして、現在の教科課程が、省令できめております教科課程が作成されたわけであります。現在はそのつとつてやつておりますが、訓練をやつてみた結果、現実にやつてみますと、まだまだ不十分な点もございしますので、今後、逐次是正を

していく点は相当ございますけれども、今日は、二年前に審議会から答申を得た教科課程に従つて訓練を実施しております。

○坂本昭君 ただ、しかし、今のようになままでこの雇用促進事業団が発足をしまして、一万七千名という人々を訓練の対象とするようなことになれば、現在でも、例のたびたび問題になつた教材が足りない。従つて、六カ月訓練といつても、いろいろ聞いてみますといふと、実際のところは、三、四カ月の訓練で、そうしてまあ若い人たちは口もかかつてくるから、若い人はほとんど就職のあつせんができて出ていってしまふ。ただ、六カ月あとに名目だけの卒業式をやつて祝つてもらふ。そういうふうなことに実はなつてしまふのではないかと。現在でさえも、若い人はほとんどん羽が生えて飛ぶように売れていってしまつて、そうして六カ月の訓練というけれども、実際はその半分くらいしか訓練しか受けてない。それから施設としても、教材費が足りないから、いつまでもおいておけば、それだけ食い込む。だから適当に、このいわゆる所外実習といふのですか、所外実習といふ名前を外に出してしまつてゐる。そうして安上がりな臨時工として、実質的な生産に従事させる。そうしてそれから教材費をもらつてきて、いわばそれをピンはねをして、そうして施設を運用していく。そういうのが実態であるところから、さらに今度は大きな政策を打ち立てて、この事業団が発足するといふことは、いたずらにまた混乱を増すだけのことにとどまるのではないかと。私はそういう心配をするのです

が、そういう点は絶対に大丈夫です。か。

○説明員(有馬元治君) 訓練の種類によりまして、途中からの退所率がいろいろ違いますけれども、一番長期課程の専門訓練コースにおきましては、あるいは基礎訓練の一年、その以上につきましては、現在のところ、一割以内のまあ退所率で、比較的労働市場の需要が強いのでございしますが、途中から脱落する者は少ないわけではございません。ただ、炭鉱離職者等の離職者訓練におきましては、半年の、六カ月の訓練期間の途中におきまして、約三割近くまあ脱落をする、これはまあいろいろな事情があるわけでございしますが、途中から就職口がきまつて退所するというケースが相当多いわけではございません。私どもの考え方としては、たとえは溶接工の場合に、ガス溶接が一人前にできるといふ段階になりましたならば、その機会に就職口があれば、六カ月の訓練期間を終了したとしても、途中から就職をお世話するといふふうな具体的なケースもございまして、離職者の場合には、六カ月の途中において退所をし就職するといふケースが非常に多いわけではございますが、その他の場合には、大体退所率は一割以内で最後まで完全に訓練を終了して産業界に出る、こういう実情でござい

ます。

○坂本昭君 転職訓練の期間といふのは大体六カ月は原則にしておられるように伺つておるのですが、今のようないふ実情で、六カ月程度の転職訓練を受けて、そしてそれで十分に技術を身につけ、かつ、生活のできる収入を得るというところは、とうてい私は期待

はできないと思います。従って、せっかく卒業生というが終了生というものができて、それはすぐにまた失業者になってしまうのじゃないか。そういうふうなことにこの事業団の訓練所というものがなってしまうおそれ私は多分にあると思う。それはいろいろな人員の面においても、非常に指導員の数も足りない。また、設備は今度は六六〇になるということですから、その面が多い。ことに訓練生が入寮しておるときにいろいろな費用、これについても、炭鉱離職者の関係訓練生の寮の経費予算が一体幾らであるか、何っておきたいのですが、非常にわずかなもので、卒業しても、わずか六カ月で十分な訓練を受けていない。しかも、訓練を受けておる間でも、生活に多くの不安を持っておるといことが事実なのではないかと思うのですが、今の入寮中の予算はどの程度ですか。

○説明員(有馬元治君) 寮のまかないの実費を各訓練生から徴収しておりますが、大体三千円程度でございます、月額にしまして。

○坂本昭君 その程度でこの訓練期間中の生活を脅かされないで十分な訓練を受けることができますか。また、そのために途中から逃げ出してしまふ人が多いのではないですか。私はあとで炭鉱離職者の例、先ほど三割程度は途中から出てしまふというお話が出ておりました。炭鉱離職者の場合の実例を見ますと、三割どころではない、もっとたくさんの方が途中から逃げ出してしまつておる。たとえば筑豊地帯の第一次訓練を受けた人の中で、最初に入所した人は百八十四名、途中

で出ていった人が百二十五名。三割どころじゃないですよ。百八十四名のうち百二十五名出てしまった。もちろん、その中には就職をした人が三十八名あります。だから、三十八名を除いたとしても、とても三割というよりな数字じゃありません。非常にたくさんの方が途中から出ていってしまつておる。しかも、その理由は、生活が困窮をしておる。つまり、本人の費用もきわめて不足であるが、さらに、その間の家族の生活に対する保障も十分できていない。そういうことでは十分な訓練を受けることはできないのじゃないか。その点はどうなんですか。

○説明員(有馬元治君) ただいま御指摘の事例は、一昨年の十一月の福岡県の田川の最初の事例だと思ひますが、このときには、施設が、非常に急いで収めました関係で十分であつたことは事実であります。また、訓練手当の支給手続等につきましても周知徹底を欠いておつて、生活の保障が十分でなく、いろいろな悪条件を未解決のままに急いで開所いたしましたもので、最初から中途で退所する者が非常に多かつた。その後は漸次こちら側の態勢も整備して参りましたので、最近の全体の実績からいいますと、三割程度の退所者が中途から出ておるとい御説明を申し上げたわけでありませう。

○坂本昭君 次に伺いたいのは、今度のこの転職訓練を受ける人たちは中高年令の人たちが相当ふえて参ります。こういう人たちは外縁工事とか、そういう若い人と同じような仕事はできません。従つて、いろいろと現在ある科目の中に廃科になるものがかかり出てくるのではないか。そしてまた、こ

の転職訓練を受けているところは、現在専門訓練に移行していない場所、そういう訓練所が多いので、そういうところではいろいろなタイプだとか、あるいは英文タイプだとか、そういうものがないかと思ひますが、そういう点はいかがですか。

○説明員(有馬元治君) 転職者の訓練の場合の訓練職種、種目の選び方、これは非常にむずかしい問題でございますが、これも現在の審議会で専門家の検討を得まして、考え方の基準は一応案ができております。大体の基準を申し上げますと、中年令層の転職者に対して適当な職種ということになるわけでございますが、年少者の場合と異なりまして手先の器用さを特に要求するようなもの、これは職種としては選びにくいのでございます。また、前職の職業経験との関連において適職を見出していくというふうな観点から職種の選択をいたしておるわけでございますが、これは現在駐留軍あるいは炭鉱離職者専門の職業訓練所におきまして実施しております。訓練科目と大体今後の職種の選定の仕方は一致する考えでございます。ただ先ほど御指摘ありましたような洋裁とか、あるいは経理だとかいうふうな職種も一部総合訓練所では行なつておりますが、これは全体から見ますと非常に比率がだんだん減つて参ります職種でございますけれども、転職者の場合を考え、特に転職者の子弟あるいは家族というふうなことを考えますと、これらの職種も場合によつては短期に訓練を実施する必要があるというふうなことも考えられますので、そこは離職者の発生状況と対応させまして必要な職種を選定していくという考え方で対処する予定でございます。

○坂本昭君 今回の審議会で、炭鉱離職者の場合には特別会計からの委託金が交付される。ところが、その他の農村の二男、三男坊といった一般の離職者、こうした場合には一体どこから委託金が出されてくるのですか。現在府県から委託金の交付を受けてやっていると、この基礎訓練がこれにやっていると、せっかくやつておつたのが途中で打ち切りになつてしまふ。まあそういうことに對して、一般離職者の受け入れに對してどういうふうな措置をとつておられますか。

○説明員(有馬元治君) 現在の総合訓練所の基礎訓練の課程につきましては、先ほどの離職者を対象とする場合には全額国が交付金でまかなつておりますが、一年ものの基礎訓練の場合には府県から委託金を訓練生一人頭約一万円程度取つております。で、今後農村からの転職者を収容するにあたりましては、この基礎訓練課程を農村離職者用に解放をいたしましてそこに収容いたしていくという考え方で現在対処しておりますが、農業基本法の実施に伴ひまして、農村からの離職者等が相当出てくる、現実に出てくるという段階になりますならば、これはやはり炭鉱離職者と同じような考え方で訓練事

て必要な職種を選定をしていくという考え方で対処する予定でございます。○坂本昭君 今回の審議会で、炭鉱離職者の場合には特別会計からの委託金が交付される。ところが、その他の農村の二男、三男坊といった一般の離職者、こうした場合には一体どこから委託金が出されてくるのですか。現在府県から委託金の交付を受けてやっていると、この基礎訓練がこれにやっていると、せっかくやつておつたのが途中で打ち切りになつてしまふ。まあそういうことに對して、一般離職者の受け入れに對してどういうふうな措置をとつておられますか。

○説明員(有馬元治君) 現在の総合訓練所の基礎訓練の課程につきましては、先ほどの離職者を対象とする場合には全額国が交付金でまかなつておりますが、一年ものの基礎訓練の場合には府県から委託金を訓練生一人頭約一万円程度取つております。で、今後農村からの転職者を収容するにあたりましては、この基礎訓練課程を農村離職者用に解放をいたしましてそこに収容いたしていくという考え方で現在対処しておりますが、農業基本法の実施に伴ひまして、農村からの離職者等が相当出てくる、現実に出てくるという段階になりますならば、これはやはり炭鉱離職者と同じような考え方で訓練事

の訓練事業費単価では間に合いませんので、今回転職者訓練所に対する訓練事業費の単価は改訂をいたしまして増額措置を大蔵省と相談をしてつた次第でございます。

○坂本昭君 今回の審議会で、炭鉱離職者の場合には特別会計からの委託金が交付される。ところが、その他の農村の二男、三男坊といった一般の離職者、こうした場合には一体どこから委託金が出されてくるのですか。現在府県から委託金の交付を受けてやっていると、この基礎訓練がこれにやっていると、せっかくやつておつたのが途中で打ち切りになつてしまふ。まあそういうことに對して、一般離職者の受け入れに對してどういうふうな措置をとつておられますか。

○説明員(有馬元治君) 現在の総合訓練所の基礎訓練の課程につきましては、先ほどの離職者を対象とする場合には全額国が交付金でまかなつておりますが、一年ものの基礎訓練の場合には府県から委託金を訓練生一人頭約一万円程度取つております。で、今後農村からの転職者を収容するにあたりましては、この基礎訓練課程を農村離職者用に解放をいたしましてそこに収容いたしていくという考え方で現在対処しておりますが、農業基本法の実施に伴ひまして、農村からの離職者等が相当出てくる、現実に出てくるという段階になりますならば、これはやはり炭鉱離職者と同じような考え方で訓練事

て必要な職種を選定をしていくという考え方で対処する予定でございます。○坂本昭君 今回の審議会で、炭鉱離職者の場合には特別会計からの委託金が交付される。ところが、その他の農村の二男、三男坊といった一般の離職者、こうした場合には一体どこから委託金が出されてくるのですか。現在府県から委託金の交付を受けてやっていると、この基礎訓練がこれにやっていると、せっかくやつておつたのが途中で打ち切りになつてしまふ。まあそういうことに對して、一般離職者の受け入れに對してどういうふうな措置をとつておられますか。

○説明員(有馬元治君) 現在の総合訓練所の基礎訓練の課程につきましては、先ほどの離職者を対象とする場合には全額国が交付金でまかなつておりますが、一年ものの基礎訓練の場合には府県から委託金を訓練生一人頭約一万円程度取つております。で、今後農村からの転職者を収容するにあたりましては、この基礎訓練課程を農村離職者用に解放をいたしましてそこに収容いたしていくという考え方で現在対処しておりますが、農業基本法の実施に伴ひまして、農村からの離職者等が相当出てくる、現実に出てくるという段階になりますならば、これはやはり炭鉱離職者と同じような考え方で訓練事

て必要な職種を選定をしていくという考え方で対処する予定でございます。○坂本昭君 今回の審議会で、炭鉱離職者の場合には特別会計からの委託金が交付される。ところが、その他の農村の二男、三男坊といった一般の離職者、こうした場合には一体どこから委託金が出されてくるのですか。現在府県から委託金の交付を受けてやっていると、この基礎訓練がこれにやっていると、せっかくやつておつたのが途中で打ち切りになつてしまふ。まあそういうことに對して、一般離職者の受け入れに對してどういうふうな措置をとつておられますか。

業費を国が見るといふふうな考え方をとらざるを得ないと思います。その点につきましましては、現実に農村あるいは漁村からの離職者を訓練する必要性が出ましたときにわれわれ検討をいたしたいと思ひます。

○坂本昭君 幸いにして終了した、訓練を終つた人、こゝろこの終了後の人の住宅の問題をどういふふうにしていけるか。で、住宅のない終了生を事業所で採用する場合には、たしか一年間ぐらいパイプ・ハウスを貸してもらへる。けれども一年たつても事業主の方で家を建てるのができない、そういう場合にいつまでもパイプ・ハウスに住んでいくわけにもいかず、そういう自分の生活の、何と申しますか、困難さのためにその職場にいつまでもいることができない。そういう事態も、せつかく訓練をやつて終了して、おとなが住宅問題のためにこのあとうまくできないということが起こつてくると思ふんです。これらのことについてはどう対処せられますか。

○政府委員(堀秀夫君) 雇用促進事業団において、移転就職者の宿舎を準備いたしたいと思ひます。考えております内容は、ただいま御指摘のパイプ・ハウスもございまして、パイプ・ハウスは無償で受け入れ事業主に貸し付けることにいたしたいと思ひます。また、並びまして受け入れ事業主が自己資金による建築を行ないます際に、これは産労住宅あるいは厚生年金住宅等の

融資のお世話もよりいたしたいと思ひますが、その頭金の補助というふうな意味で、住宅確保奨励金というものを支給するといふようなことも考へておるわけでございまして。また、それとあわせまして、雇用促進事業団法の条文中にも明記しておきましたけれども、労働大臣がこの住宅建設計画、この転職労働者の住宅建設計画の立案、運営に当たりまして建設大臣と十分連絡をとることにいたしてございまして、さらに近い将来においてこれを建設省で建設いたします官営住宅あるいは産労住宅の貸付のワケといふものを確保いたしまして、その方に円滑に移つていただけるように配意いたしたい考へてございまして。

○委員長(吉武憲市君) 速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(吉武憲市君) 速記を始め

○坂本昭君 一番の問題は、この雇用促進事業団で訓練を受けた終了生が完全に雇用される。その受け入れ態勢が十分にあるかという点で、私はこれは一番の問題だと思ふのです。特に新しい事業団の目的が転職訓練にあるといふふうになつて見られるのですが、この転職訓練の対象になる人はこれはもう比較的高年令層の人です。従つて、こゝろ高年令層の人に、はたして終了した場合に受け入れる態勢があるかといふ、こゝろ問題であります。で、私はある一例を一つ申し上げますが、これは先ほど大臣は高年令層の場合に、家庭の経済事情とか、就職のこととか、あとの賃金の折り合いが

つきにくいとか、そういういろいろなことがあつて、なかなかこゝろ人の訓練というものはむずかしいといふことを言つておられました。こゝろ一つの記事があります。しかし、現実のところ、高年令者は訓練を受ける場合、転職、更生の意欲に燃えておる。訓練を受ける熱心さと技能の習得には目ざましいものがあり、その熱意には見るに忍びない悲痛なものがある。みな一生懸命やつておるのです。ところが、日がたつて就職が近づく、けれども先ほど述べた就職の先、あるいは賃金、こゝろ問題がからんで訓練を受けた職種の職場に就職できないで、再び職安の失対の窓口をたたくているものが多い。また、高年令者自身、就職シーズンが近づくと、学卒はどんどん就職が決定していき、自分が取り残されておるため、心配と不安と就職へのあせりから身ははせ、しょんぼりしておる。そのうちこつそりあちこちの安定所通ひを始めてだんだん失対事業に決心をしていくやうである。学卒者の場合は高卒以上、中卒者にあつては二十五才以上の条件にある訓練生は——大企業への就職は皆無である。これは別の記録を見ても、年を取つたものは確かに大企業への就職は皆無であります。だから、せつかくこの就職訓練の対象として事業団が一生懸命この任務をやろうと思つても受け入れ態勢がないのではないか。せつかく就職できても再び失業してしまふ。自分の賃金と家族を養ふだけの賃金とどうも一致しない、そういうことですからやめてしまふ。そういうことが私は非常に多い。だから、この受け入れ態勢が十分にできていなければ幾ら訓練

やつたところでだめじゃないか。しかも、直接訓練所の人たちに関きまして、一生懸命足りない職員で、しかも低賃金で訓練をして、そして卒業させる。卒業させておいてから、あとの就職のあつせんも、また、この訓練所がやつておる。これは私は少しおかしいと思ふのです。訓練所なんかやらなくて、一生懸命訓練だけやれば、あとは就職のできる態勢を取つておくべきじゃないか。そういう受け入れ態勢がきつめて不十分です。私はむしろ訓練生に対しては登録制をやつたらどうか。登録制をやつて、そして責任就職をさせる。そこまでやらなければ十分な訓練を経た人たちのあとの雇用を全うすることができない。この点についてどういふお考えを持っておられるか何つておきたい。

○政府委員(堀秀夫君) お話のようには、中高年令層の訓練生の就職についてはなかなか困難もあつて、努力がさらに必要であると思ひます。ただ幸いにいたしまして、最近における転職訓練を受けられた方の就職状況は比較的容易に、比較的順調に進んでおるわけでございまして。たとへば最もその困難な事例としてわれわれが考へておりました三井三池の退職者の方々につきましては、御承知のように、荒尾に総合職業訓練所を設けましてやつたわけでございまして、これは九十九人のうち全員が幸いに就職決定をいたしました。それから第二回の方々は二十七日に就労されたわけでございますが、百二十二名のうち自営業の方面を希望するといふ方が二十三名でございます。残りの九十九名の方につき

ましては九十四名の方について就職がきましまして、あと五名の方については、これは大阪、兵庫等の受け入れ地の連絡がまだ完全についておりませんので、その関係でおくれまするが、これも近く決定することになっております。そのほかの訓練所につきましても、大体総合訓練所の修了生につきましては九二〇〇程度の就職率が出ておるわけでございまして。ただお話のように、非常にむずかしい問題がございまして、今後われわれさらに努力を要すると思ひておられます。炭鉱離職者の訓練所の訓練生につきましては、実は炭鉱の関係団体をもつて構成する中央炭鉱離職者対策協議会を設置しまして、この訓練所では何月にもどろい職種の人が卒業する、そしてその希望はこゝろものであるといふのをたたくお話をよくならせようと思ひまして、そして事前に入所中に配りまして求人を開拓するといふやうな方法をとつておるわけでございまして。このやうな方式をそれ以外の転職訓練を受けおられます方にも拡大して参ることにいたしまして、雇用促進事業団の業務とあわせまして、ただいまお話のように、中高年令の転職訓練を受けられました方々の就職がさらに円滑に進みますやうにわれわれは万全の努力を払いたい考へてございまして。

○坂本昭君 ただ万全の努力を払うのはいいけれども、あなたが払うのじゃなくて、訓練所の乏しい定員と低賃金の人たちが一生懸命払つてやつておる。だからこゝろいう点も、訓練したあととはちやんと完全雇用できるやうに登録しておけばどうかとい

う、そういう点を私は伺っているものであつて、さらに今まで事業団も訓練所を持って何年かたつています、従つて、具体的な努力をどういうふうにしていくか、あなた方は監督しておられるからわかっているはずだ。その点も、事業団がせっかく努力しているならばわれわれもそれを認めるのにやぶさかではありません、その点についての説明も伺いたい。さらに、あなたの方はいつも荒尾の例を出しておられますが、全般的に年令をそれらから目、再就職、それから賃金、これらを全部まとめた資料があつたら、あとは詳しくは聞きませんが、そういう資料を配付していただきたい。大臣に今の点、局長の答弁ではなかなか納得しがたいし、そんなに楽にいつているならばわれわれもそんな無理な質問はしません。

○国務大臣(石田博英君) 御指摘の問題の第一点は、中高年令層の人たちの訓練を受けた後における就職の問題であります。同時に、それに関連して訓練中いろいろ不安を感じられるというところが出て参ります。これは若年層に比較をいたしましては困難であるというところは御指摘の通りであります。しかし、私もまあ今一例を申し上げましたが、中高年令層の人々についても実質上は高い就職率を見るように努力もし、訓練を受けた人は、先ほど申しましたような率を示しておるわけでありました。

たとえばその地域におきまして必要とされる人々でも雇用の条件その他が明らかでないために、案外訓練希望者が少ないという場合もあります。また、職種によりましては先行きの見通しがつかないので、新しい職種についての訓練生が少なく、いわゆる既存の古くからあるものについては割合に多いというふうな例もございます。そこで、それぞれの訓練を受けた人々に与えらるべき労働条件等につきましても、あらかじめ関係団体と協議をして、一定のめどを示すということが必要だろつと思ひます。それらに関連して訓練を受けた人々の登録制とでも申しますか、そういう具体的な処置は別といたしまして、極力そういうことについての処置を講ずる必要があると存じます。しかし、それは先ほど局長から答弁をいたしましたように実質的にはかなりやつております。それからその職業のあつせんの仕事は訓練所がやつてゐる。まあ地方によつては訓練所の人々があつせんをする。大学において学校の先生がいろいろあつせんをしていただいているというふうな類似の例はあるかもしれませんが、実際の問題としては、職業安定所の職員が訓練所に参りまして、訓練所の訓練生の希望を聞いて、そしてそれによつて求人との間のお世話をする。出張してやつてゐるのであります。実際私も二、三カ所においてその実例を見てゐるのであります。乏しい、そうでなくとも指導員の数が少なく困つてゐるときでありますから、その指導員に指導以外の負担をかけるようなことはこれから避けて参りたい、こう存じてゐる次第であります。

○坂本昭君 指導員に負担を避けるようにしたいという御趣旨はきかれてもつともですが、現実のところ、指導員のしておられることには二つの相反した面があるのです。一つは忙しい中から訓練をしておいてさらに就職のあつせんまでするというようなことをする面、もう一つは六カ月の短期訓練のようなのは教材費が足りなかつたから若し人の場合は二、三カ月訓練したらあつても所外実習といつて外へ出してしまふ。もうそのときにすでに就職してゐるわけですね。そういうふうな面があつて、私はこれからこの事業団の職業訓練所の運営については相当注意をしなければ、十分な実を上げないのではないかと存じておきたいのは、特にこの際伺つておきたいのは、この総合職業訓練所の運営の問題であります。運営費の問題です。一体運営費はどういう予算的な内容、こまかい数は言ひませんが、聞きませんが、どういふものによつて実質的に運営されてゐるのか。私が見るところでは今度は政府出資の資本金の額がはつきり示されておられますが、出資の資本金、さらに交付金、さらに委託金、それから実習による収入金、大体これらのもので運営されてゐるのではないかと存じてゐるのですが、その点いかがですか。

○説明員(有馬元治君) 財政的には御指摘の通りでございます。○坂本昭君 そこで問題は、この訓練所が徹底した独立採算制をとつてゐるということ、これは労災病院の場合もそうです。事業団としてこういう行き方をとることが、いろんな点で私は問題を起こしてきてゐると思ふ。特にこの委託金についてはどういふことも言われてゐる。委託金の金額は非常に少額であります。少額なところへもつてきて、特にそのうち教材費の占める割合が少ない。その少ない委託金が事業団に吸収されてからその一部を還付するといふ形式をとつてゐる。そういうふうな何ていふものであります。○説明員(有馬元治君) 訓練に要する経費のうちで、人件費は約六割でございますが、その次には訓練事業費が二五%を占めております。そしてこの訓練事業費の二五%のうち、実習収入によるものが、二五%の中には約一四%含まれております。従ひまして、この実習収入の一四%が大体教材費に見合ふ金額でございます。これで今までは総合訓練所を運営しておつたのでございますが、今度転換訓練を、しかも短期間の転換訓練の比率が増していきますれば、個々の経費の比率が変わつてくると思ひます。で、独立採算制と申しまして、この一四%のところだけの問題でございます。

○坂本昭君 今問題になるのは、この際に訓練の事業費、この事業費が国から出ていないということでありまして、そのために、非常にこの訓練所が、独立採算制の立場からあくせくと無理な運営をして、ほんとうの職業訓練の実を上げていないという結果が生まれてくるのではないかと存じます。そこでこの際、労働省と大蔵省に伺つておきたいのは、今回の第四条の二に「事業団は、必要があるときは、労働大臣の認可を受けて、その資本金を増加することができる。」と書いてありますが、この「必要があるとき」といふ意味はどういふことですか。われわれとしては、今現に必要があると思ふのであるが、一体、その必要とする根拠はどういふ場合を言うのかということ。さらに、その必要な場合には資本金を増加するといふのであるが、その増加の仕方については、失業保険の積立金をもつてするといふのか、あるいは一般会計をもつてするといふのか。それについて、その根拠を一つ説明していただきたい。これは労働省と大蔵省と、両方から御説明いただきたい。○政府委員(堀秀夫君) 事業団の資本金増加につきましては、これは失業保険特別会計からの出資もございまして、それから一般会計からの出資もございまして、いろいろ考えております。○坂本昭君 その「必要があるとき」といふのはどういふことですか。○政府委員(堀秀夫君) これは、たとへば総合職業訓練所の施設を拡大するといふような場合にその必要が認められるわけでございます。また、そのほか、いろいろな施設の面につきましても、必要があるといふふうに認められます。ときには増資をいたしたい。これにつきましては、要するに、この事業団内部に事実上設けます運営協議会、それから労働省といたしましては、職業訓練審議会等の意見も十分伺ひまして、その必要の判断をいたしたいと考えてございます。

○坂本昭君 それでは、先ほど一番最初に労働大臣と議論をした点であります。訓練所に入つてくる人たちは、失業保険の対象である者がきわめて少ない。炭鉱離職者等を除く場合には四%以下である。そういうふうな現実の場合には、これは当然一般会計から繰り

入れることが必要である、そういうふうには私はこれを読んでもいいと思ふのですが、その点を大蔵省の方に聞いておきたい。

○説明員(岩尾一君) 現在の総合訓練所にいわれる中卒の人がたくさん入っているという事は事実でございますが、今回の雇用促進事業団に対して政府が出資することができるといふ規定は、これは失業保険の特別会計の――先ほど申されました二十七条に基づきまして、訓練施設としていろいろな訓練等を行なう場合に、政府が失業保険の運用収入をもつて充てることができるといふことを言っているわけでございます。一般会計から出資するといふことを特にうたつてあるものとはわれわれは思っておりません。従つて、出資自体は運用収入から出資をされるわけでございますが、その運営の点におきまして、今申されましたように、実は失業保険に入っていない、あるいは入つたこともないという人が入るかも知れない、そういう場合に、そういった人につきまして、実際に訓練手当とか、あるいは移転費といふものを支給することは失業保険の建前からいっておかしいじゃないかという議論がありますので、そういう人に対しましては、やはり国として見るべきであらうということで、そういう実際の事業費につきまして、一般会計としては現在一億の金を入れておるわけでございます。そういうふうにならわれわれは考えておるわけでございます。

○坂本昭君 そうすると、今の一億の金というのは、失業保険の対象者でない人に対する手当である、そういう意味でありますか。

○説明員(岩尾一君) さうでございます。坂本昭君 そうすると、現実は今度一万七千名の人を対象として訓練をする、その中で私の計算では二割そこそこくらいしか失業保険の対象の人はおられないと見ておる。それであれば、今の一億という金はあまりに少な過ぎるのではないか。ことにこれは、先ほど来失業保険の目的は一体何かというところで、実は目的の第一条から議論をして参つたのでありますが、大蔵省としては、失業保険特別会計法の十三条と十四条で、とにかく決算上剰余金が出てきたら積立金として積み立てなければならぬ。そしてあと積み立てたものは、これは資金運用部資金に預託をして運用することができ。ただその項目だけで、この失業保険の積立金を、まあいわば気軽にお金になつておるような私は印象を受ける。しかし、本来は、この積立金というものは、少なくとも六カ月分だけ用意をして、それが足りない場合には保険料を上げる――だからこれは足りない場合には上げるのだけれども、余り過ぎた場合には――余り過ぎるといふことはこれははなはだおかしい話でなければ、余り過ぎる場合には、失業保険法の第一条に指摘してあるように、保険金を支給して生活の安定をはかる、生活の安定がはかられていない以上は、あくまでも保険金を十分に支給をするという建前であつて、こういう積立金を作らないのが私はあたりまえだと思ふ。ところが、できてしまつて、大蔵省には金がある、そうすると、何でもかんでもいろいろないろいろな失業対策

策あるいは雇用対策までもやろう。これはきつめて不当な考えではないか。しかもこの訓練所は、これは失業保険法で規定された福祉施設です。しかし、そこで訓練を受けている人というのはきつめてわずかの人数です。だから当然これは一般会計から出すのがしかるべきではないか。しかもそのために、この「必要があるときは」といふ言葉については、これは法律にいろいろな理解があるでしょうが、私は労働大臣の意見のように……労働大臣としてもこれは一般会計から出すのがよろしい、もつと出さなければならぬという見解を先ほど披露をしていらぬ。だから大蔵省としては、これはどういうふうにお考えを持っておられるか。もう一億円出してしまつて、これでも十分である――この一億円というのは今の一万七千名の中の約七割の、失業保険の対象外の七割の人に対する金であつて、これで十分であるという見解を持っておられるかどうか。さらにまた、建物そのものでも私はおかしいと思ふのです。その訓練所を建てるのは失業保険の積立金で建てる。そしてその中ではごく一部しか失業保険の対象の人は訓練を受けない。これも私はおかしいと思ふ。厳格に言つたら、はつきり分けて、失業保険で建てた分の部屋の中で訓練を受けやすくらしいに徹底したらいいのだけれども、それは理屈であつて、雇用を促進するということはこれは国の大事な政策であるから、当然一般会計でやるべきじゃないか。それを阻害しておるのは大蔵省ではないか。あなたの方でそれとめてこの失業保険を積み立てて幾

らでも金を余しておいてそれで全部をやれと言つておるのはありませんか。

○国務大臣(石田博英君) ちょっと先私がお答えいたします。

岩尾君は私の答弁を聞いていなかったと思ふのです。それから岩尾君の答弁は今の予算、本年度の予算について言うておられると思ふ。そこでさつきお答え申し上げましたことをもう一べん簡単に申し上げておきたいと存じます。

私は、失業保険積立金の金がふえてくる、剰余金が出てくるという事情は、それ自体としては必ずしも悪い状態だとは思ふ。というのはやはり景気の変動によつて失業保険をかけておる人ともう人との間に差ができてくるという事態を生じてくることがあると思ふ。しかし、その剰余金をまず第一にどういうところに使うかというところになれば、あなたと全く意見は一緒であります。従つて、失業保険の給付内容その他についての改善の措置は今考を命じております。それは必ずしも社会保障制度審議会の総合調整を待つとは申し上げておられません。できるだけ早い時期にやりたいと思つております。しかし、それだからといって、福祉事業としていろいろな種類の仕事をやることは、失業保険法二十七条の解釈が消極的だということについては私は必ずしも同意はいたしません。けれども、しかし、こういうことでやつた事業といふものは、原則として保険の受給者――保険をかけておる人があるのかつて保険をかけておる人が利用するのが私は正しいことだと思ふ。それでさつき岩尾主計官の言

葉でそれ以外の利用者がもしありとするならば、という答弁がありました。これはさつきから数字はお互いがあけております通り、もしありとするならばという数字ではないのであります。非常に大きなパーセンテージが新規学校卒業業者であります。そこであなたのお話にございました通り、といつて、保険金の受給者その他の者について建物から教室から何からかに分けるわけには参りませんけれども、そういう種類のものは国家が独自に、別に失業保険特別会計とは無関係になすべき事業であります。従つて、そういうものについては一般会計が負担すべきものだと思います。そこで現在の失業保険の利子、その他というふうなものでこの事業団の規模が大きくなつて参りまして、それだけの運用利子その他でまかない切れないというふうな事態がいずれ出てくると思ふ。出てきたときはもちろんであります。出でないといつたしましても、原則として一般会計が負担するように私は努力をすべきものだと思います。現在までの数字に基づいて次年度の折衝については私もどうも原則論、つまり失業保険の特別会計と関係のない人が六割も七割も利用しておるといふ実情の上には主張し、実現をいたしたい、こう考えておるわけでございます。

○坂本昭君 大蔵省の方、答弁して下さい。

○説明員(岩尾一君) 今の先生の御質問でございますが、私の申し上げましたのが若干言葉が足りなかつたかと思ふのでございますが、入れております

○説明員(有馬元治君) 建設途上であ

りますためにまた充員ができていない
ところも相当ございます。定員としま
しては、大体必要な指導員、職員を配
付してあるわけでございますが、実際
実員としては欠けておるという面もご
ざいますので、今後は適材を充員する
ということで、訓練所の運営に支障の
ないようにして参りたいと思ひます。

○坂本昭君 次は、この指導員の補充
のために一番隘路になるのは給手の面
であります。これは労働福祉事業団全
般として、昨年来この給手体系の改革
のために非常に苦勞してきていますこ
とは認めますが、にもかかわらず、こ
の指導員という、いわば教育的な立場
にある人に対して、研究費、図書費、こ
ういったものも予算化されてない。特
にこの際明確な答弁をいただきたい。
のは、この前、私が何とかして給手をよ
くするための方法はないかといつてお
尋ねをしたときに、作業手当を三十六年
度からはたしか七割つける、こういうこ
とをお約束された私は思つておる。

ところが、聞いてみると、四月
分も五月分もまだ出ておりません。こ
ういふことでは指導員も私は逃げてい
くだろうと思ふ。こうした今の作業手
当の件、さらに給手体系全般の改正を
私はしなければならぬときであると思
考する。それは特に今度炭鉱離職者援
護会と一緒にありますが、かなりなア
ンバランスがある。いろいろな諸手当の
面、たとえば住宅手当とか、その他
微細にわたつては省略しますが、アン
バランスの面がある。こうしたアンバ
ランスの面を改めることと、さらにま
た、給手全体、これは労災病院のスト
ライキのときにも問題になった点であ

ります。これらを十分一新して、新し
い事業団として発足をする決意、とい
うよりも、具体的な計画をお持ちにな
つてゐるか、その点御説明いただき
たい。

○国務大臣(石田博英君) 足りないこ
ろがございまして、御不満でしたら
、事務当局からお答え申し上げます
が、まず最初に実習作業手当のこと
であります。これは明確に予算化いたし
ております。ただし、御承知のよう
に、労働福祉事業団としての給手の係
争中であつたので、問題が解決
するまでまだ延びておつたわけござ
います。四月に遡及して支払いま
す。それから炭鉱離職者援護会との給
手のアンバランスであります。炭鉱
離職者援護会は、御承知のように、五
年の期限立法でございまして、それか
ら先の条件が保障されておられません
したので、一般より高くなつておりま
す。そこで炭鉱離職者援護会職員と本
事業団との関係その他の調整をいたし
ました上で、実情に即するように処置
をいたしたいと思つております。

それから給手の体系の問題でござ
います。これはこの訓練所の指導員と
いう性格は、ある意味におきまして
は、一般の教職員の仕事に非常に近い
のでありますから、一般の事務職員と
は本来性質が違ふのでありますので、
特別俸給表を作りたいと思つておりま
す。

○坂本昭君 大臣からかなり明確な、
特に作業手当の問題についての答弁を
いただきましたから、その点は近日中
に実施されることを期待してございま
す。いすれにしても、今まで違つた団
体が一つの事業団として編成されるの

でありましたから、こまかい点について
の配慮をいたさんと同時に、ただそれ
のみに終始することなく、民主的な、
効率的な運営を特にやつていただきた
い。

一つこれは事務当局に伺つておきた
いのですが、法文の中で、附則の十三
条、恩給の特例ということ、若干解
釈について明らかでない点がありま
す。つまり昭和三十三年十月の一日、
任官をしていなくて事業団に入つた者
は、この恩給改正で引き継がれるかど
うか。こまかいことは全部省きます
が、昭和三十三年十月一日、そのとき
には任官をしていなくて、事業団に入
つた――大体これは事務当局とすれ
ばおわかりになると思ひますが、今御
返事がいただければ、後でもけつ
こうです。一つ御返事がいただきた
い。

○政府委員(堀秀夫君) 要するに、問
題点は、なるべく通算措置が、恩給法上
の通算措置が講ぜられることが望まし
いわけでございます。この点につきま
しては、この雇用促進事業団法の附則
だけでなしに、目下国家公務員共済組
合法の改正案を今国会に提出して御審
議をいただいておりますわけございま
す。結論としては、その通算措置が講
ぜられるように措置するようにいたし
たい考えであります。

○藤田藤太郎君 労働大臣にお聞きし
たい。先日の質疑にも、きよりの質疑
にも少し触れてはいたしましたが、来月の五
日です。それからILOの総会があつて、
ここで労働時間短縮、週四十時間、二
日休みの週五日制、この勧告が一年間
討議されて勧告が行なわれ、きめられ

る。もうほとんどきめられると私は思
います。これは、労働時間の短縮は
ILOの条約でも一九三五年、六年、
七年ごろから産業別にしたものが多
うございまして、四十時間労働制の問
題が条約できめられて、また、その四
十時間労働制を実施している国が非常
にたくさんある。こういうことで政府
はどういう態度でこの勧告が討議され
るILO総会に臨まれるか、これを聞
きたい。

○国務大臣(石田博英君) まず第一
に、労働時間が生産性の向上に伴つ
て、さらにその国の経済上、社会上的
事情に即応して漸進的に改良されてい
くことが望ましいという態度でありま
す。特に後段の文句は、今度の労働時
間短縮の勧告案にも盛り込んでおるこ
と承つておるわけでありまして、ただ現
在の期限において、日本の現在の実情に
おきまして週四十時間という具体的文
字が入りますことは、現在日本はまだ
週四十八時間労働の実現に対して鋭意
努力をいたしておる段階でございま
すので、現在の期限においてその数字を
出されるということについては私ども
はまだ早い。日本の実情においてはま
だ早いと思ひます。従つて、日本とし
ては日本の立場を明確にした修正案を
提出したいと思つておるわけですが、
原則的な方向及びその方向に向かつて
できるだけ早く実現の方努力をするこ
ういふことについては私どもは同意であ
ります。それと日本の実情との関係に
ついてはただいま申し上げたような態度をと
つてもいいと思ひます。

○藤田藤太郎君 そすると、週四十
時間制が望ましいということは考え
ておるけれども、具体的な今度の勧告案

討議については修正案を出す、どう
いう修正案を出されるのですか。

○国務大臣(石田博英君) 私どもは、
労働時間というものが先ほどから申し
ましたように、生産性の向上に伴つて
漸進的にいくことが望ましいと思ひま
す。それから今の決議の中にも、その
国の社会的、経済的諸条件を勘案しつ
つ漸進的にその方向にもつと進む
ようにという文句が書いてあるという
ので、そういう面について同意であ
ります。しかし、現在の段階で週四十時
間という数字を出されるのは日本の実
情、また、日本だけでなく、そのほか
の一般的な他の加盟国その他の実情で
一律的にその数字を示されること
は時期が早いという意味でありますか
ら、その具体的数字というものを削除
するといふことを内容とした、原則的
方向には同意であるという意味の修正
案でありまして、まだ具体的なものを
おるわけではございません。

○藤田藤太郎君 私は、この論議はも
う今まで相当してきたからいたしま
せん。いたしませんけれども、簡単に要
約して言いますれば、日本のそれじゃ
基幹産業の中心をなしている機械設
備、生産手段というものは四十時間制を
実施している国と同じ水準に全部とは
言いませんけれども来てゐるわけ
です。そういう現実の姿というものを
見ないで、将来の構想について、理想に
ついては望ましいけれども、今因るこ
ういふその気持、まだ早いというの
気持を私は改めるといふかまがなけれ
ば、いつまでたつてもその問題は解消
しない。私はそう思ふのです。だか
ら、政府の考え方はわかりました。わ

かりましたが、いずれこの質疑を通じては資本家の意見を持つていく、労働者は労働者の意見を持つていく。そこでやっぱ労働者のサービス省としての、しかも日本の雇用、労働者の状況というものを率直にあなたが被差をされるのが国際的視野の中でもなるほど日本の石田労働大臣もよくおられるわいというところになると思う。ですから率直に言つて、やっぱこの週四時間制というこの短縮についてはやはり基本的な考えは変わらないのだから、むしろあなたから、資本家の諸君がそう言つても日本の代表としては具体的な数字について二時間とか、六時間というところについては意見があるかもしれないけれども、短くするという基本的な考えが変わらなければやはりそういう日本語のうまい使い分けを英語に直したらいいかと思うのですよ。そういう考え方でないか、これは何か政府の代表でありながらやっぱ日経連にしかられて少し後退をしたのじゃないかと、こういう印象を受けるわけです。私はあなたの今までの努力を買つておきたいし、また、そうやつてもらいたいと思う。その意味でいま少しその点説明を加えてもらいたい、どうですか。

○国務大臣(石田博英君) 現段階に対する認識の問題、私は、これは議論じゃございせんが、従つて、そういう点について、あるいはまた、その目標実現についての方法の問題について、藤田委員と若干の意見の違いがあると思ひます。しかし、最後に藤田委員が申された、つまり人間の生活、社会の幸福というものを實現するにあつた労働時間の取り扱いというところについては全く同意であります。そういう方向に向かつて現実的努力をいたしたいと思ひます。

○相澤重明君 委員長、閣下。今の労働大臣の答弁少し後退しているのじゃないかと思ひのだけれどもね。このILOの総会ではやっぱ労働使がいるわけだ。やはりあなたは日本の政府を代表して行くわけですからね、国をよつて立つて行くわけだから、そこは日経連の前田君に言われたからといって、あまりしり込みする必要は私

はないと思う。そこで、やはり資本家は資本家の意見を持つていく、労働者は労働者の意見を持つていく。そこでやっぱ労働者のサービス省としての、しかも日本の雇用、労働者の状況というものを率直にあなたが被差をされるのが国際的視野の中でもなるほど日本の石田労働大臣もよくおられるわいというところになると思う。ですから率直に言つて、やっぱこの週四時間制というこの短縮についてはやはり基本的な考えは変わらないのだから、むしろあなたから、資本家の諸君がそう言つても日本の代表としては具体的な数字について二時間とか、六時間というところについては意見があるかもしれないけれども、短くするという基本的な考えが変わらなければやはりそういう日本語のうまい使い分けを英語に直したらいいかと思うのですよ。そういう考え方でないか、これは何か政府の代表でありながらやっぱ日経連にしかられて少し後退をしたのじゃないかと、こういう印象を受けるわけです。私はあなたの今までの努力を買つておきたいし、また、そうやつてもらいたいと思う。その意味でいま少しその点説明を加えてもらいたい、どうですか。

○国務大臣(石田博英君) 別に日経連からしかれた覚えもないし、この問題について——賃金の問題についてはずいぶんしかられたけれども、私はしかるとかしかられるとかいふ関係にあるとは私も思つておりませんから、私の立場はいつても明確にいたしておるつもりであります。この労働時間短縮問題については、私は早くから

労働時間を短縮しなきゃならない、しかし、日本の現在の実情ではまだ四十時間に歩調を合わせるのにさらに努力を要する段階に残っているのがたくさんあるのだ。そこで私も、今四十八時間に歩調を合わせるように、基準法の要求するところに歩調を合わせるように努力するのが、現在の段階における労働時間短縮への最初の一里塚だと考えているのだ。それから、労働時間を短縮するという方法は、それはやはり生産性の向上というものに伴つて短縮していくべきものと考えます。従つて、日本のそういう実情を考えると——確かに高いところでもあり、低いところでもあり、生産性の高いところでは、低いところでもあり、それを急速にやると高低の差にまた開きが出てくるということであつてはならないのであつて、私たちはその方向について異存はないし、その努力を怠るところはありません。拒否するものでもありません。しかし、あなたの今おっしゃった通り、具体的なことはとにかくとしてという意味において全く同意です。しかし、ここでそういうことを、具体的な数字をあげられることは、日本の実情ではやはり規模別、産業別のアンバランスということ

を、今の段階で急速にまた差をつける結果にもなるので、うまい英語を考えまして、日本の立場にこたえるように努力するつもりであります。

○委員長(吉武恵市君) 速記をとめて。

○委員長(吉武恵市君) 速記を始めて。

ほかに御質疑はございませんか。別に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べをお願いします。(なしと呼ぶ者あり)なお、修正意見等おありの方は、討論中にお述べをお願いします。別に御意見もなければ、これにて討論は終結したものと認めて御異議ございませんか。

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないと認めます。

これより採決に入ります。雇用促進事業団法案を問題に供します。本案を原案の通り可決することに賛成の方は挙手を願います。

○委員長(吉武恵市君) 全会一致でございます。よつて雇用促進事業団法案は全会一致をもって原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

○高野一夫君 各項目についての提案理由の説明は省略いたします。お読みになった通りの内容でございますから説明の要はないと思ひます。ただ一つ、第一カ条の「適正な労働条件」これについての内容の説明をいたします。

ここにいう「適正な労働条件」とは、雇用関係のきわめて不安定である臨時工とか、社外工などによる雇用拡大ではなくして、低賃金、長時間労働を解消いたしまして労働時間短縮を実施していく、そういう姿を意味しておるものであります。

以上提案理由の説明をいたします。

○委員長(吉武恵市君) ただいまの決議案に対して御質疑のある方は、順次御発言をお願いします。――別に御発言もなければ、これより本案を採決することに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決をいたします。高野委員提出の附帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉武恵市君) 全会一致でございます。よって高野委員提出の附帯決議案は、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

この際、石田労働大臣より発言を求められております。これを許可いたします。

○國務大臣(石田博英君) ただいま行なわれました附帯決議につきまして、労働省は責任を持ってこの実現方に努力をいたしたいと存じます。

○委員長(吉武恵市君) 次に、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。――別に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べ

をお願いします。なお、修正意見のおありの方は、討論中にお述べをお願いします。――別に御意見もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないと認めます。これより採決に入ります。

駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案の通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(吉武恵市君) 全会一致でございます。よって、駐留軍関係離職者等臨時措置法の一部を改正する法律案は、全会一致をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、議長に提出する報告書の作成等については、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(吉武恵市君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。本日は、これにて散会をいたします。

午後六時四十一分散会

昭和三十六年六月九日印刷

昭和三十六年六月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局